

第9期津山市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画

令和6（2024）年3月

津山市

はじめに



本市の令和6年1月現在の高齢化率は、31.81%となり、住民のおよそ3人に1人が高齢者という社会を迎えております。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増える中、介護サービスの需要は今後、さらに増加することが見込まれている中で、これまで見えてこなかった、新たな課題が浮かび上がってまいりました。

以前は、家族や親せきなどが近隣に住んでいたことから、地域の連帯と交流による助け合いの基盤があり、地域や親族による高齢者への支援に対して、公的制度が補う形で柔軟な対応ができていました。

しかし近年、地域のつながりの希薄化や社会情勢の変化により課題が多様化しているため、新たな方策が必要となっています。

このたび策定しました第9期計画では、だれもが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「日常生活支援」が一体となり、継続的に提供される津山らしい「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、推進していく指針を示しております。

今後は、本計画に沿って、高齢者一人ひとりが自分らしく、生きがいを持ちながら、元気に活躍することができる地域共生社会の実現を目指し、住み慣れた地域で、健やかに生活ができるよう、各施策に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたり、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に、心より御礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和6年3月

津山市長 谷 口 圭 三

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 日常生活圏域の設定.....	5
第2章 現状と課題.....	7
1 高齢者を取り巻く現状.....	7
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果.....	17
3 在宅介護実態調査の主な結果.....	21
4 地域包括ケアシステムの構築の現状と評価.....	24
5 健康づくりの推進の現状と評価.....	31
6 地域支援事業の推進の現状と評価.....	35
7 高齢者福祉サービスの現状と評価.....	42
8 介護保険サービスの現状と評価.....	46
第3章 計画の基本的な考え方.....	57
1 基本理念.....	57
2 基本目標.....	58
3 施策体系.....	60
第4章 計画の取組.....	61
1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	61
2 介護予防・健康づくりの推進.....	70
3 高齢者福祉サービスの充実.....	77
4 介護保険サービスの充実.....	88
第5章 計画の推進に向けて.....	93
1 目標の設定と評価.....	93
2 計画の進行管理・評価・公表.....	94
第6章 介護保険サービスの見込み.....	95
1 高齢者数・認定者数の見込み.....	95
2 介護保険事業費の見込み.....	96
3 第1号被保険者の保険料について.....	101
資料編.....	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

我が国は、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることとなり、高齢者人口は、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、今後も増加していくことと見込まれています。また、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

本市においては、高齢者人口は今後減少していくと予測されますが、生産年齢人口も減少し、全ての日常生活圏域での高齢化が進んでいくことが見込まれています。こうした中、8050問題をはじめ世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進が更に重要となっています。

また、単独世帯や夫婦のみの世帯の増加や85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の双方のサービス需要が増加し、複雑化・複合化した課題を持つ高齢者世帯への対応など、医療と介護の提供体制構築の必要性も更に高まっています。生活困窮者やひきこもりへの支援など制度・分野の枠を超えた取組、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援への取組など、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が生きがいや役割を持ち、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

本市は、「第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、「高齢者が できる限り 住み慣れた地域で はつらつ暮らせる 支え合いのまち つやま」を基本理念に掲げ、住民一人ひとりが地域の課題を我がごととして捉え、高齢者が地域で健やかに、安心して生活を継続できるまちづくりを推進してきました。

この度、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、だれもが住み慣れた地域で自分らしく 安心して暮らせる、住民一人ひとりが支え合う地域共生社会を実現するため、「第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画に位置づけます。
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月法律第65号）（以下、「認知症基本法」という。）に定める「認知症施策推進計画」に位置づけます。

(2) 関係計画との整合性

- 国の定める基本指針、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合性を図りました。また、令和元（2019）年に閣議決定された認知症施策推進大綱と整合性を図り、令和5（2023）年の認知症基本法並びに今後策定される認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進します。
- 上位計画である「津山市第5次総合計画」、「第3次津山市地域福祉計画」及び関連計画である「第3次健康つやま21」、「津山市障害者計画（第4期津山市障害者計画・第7期津山市障害福祉計画・第3期津山市障害児福祉計画）」等、各種計画と整合性を図りました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて本計画期間中に目指すべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	～	令和22年度 (2040)
令和 22(2040)年を見据える										
第8期計画										
			第9期計画							
						第10期計画				

4 計画の策定体制

(1) 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会での検討

計画策定にあたっては、幅広い住民の協力と意見を得て、津山市の実情に応じたものにするため、学識経験者、地域ケア団体代表、介護保険事業者、医療専門職、福祉専門職、被保険者代表等で構成する「津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会」において審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	・高齢者の暮らしや健康状態、地域課題の把握 ・効果的な介護予防政策立案と効果評価の実施
調査対象	65歳以上の住民(要介護1～5の認定を受けている住民を除く) 7,987人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和5(2023)年1月31日～3月24日
有効回収数(回収率)	5,159票(64.6%)

イ 在宅介護実態調査

調査目的	・要介護者の生活状況や介護者の就労状況等の把握 ・効果的な支援、サービスのあり方の検討
調査対象	認定有効期間が、令和4(2022)年11月1日以降の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者652人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和5(2023)年1月31日～3月24日
有効回収数(回収率)	333票(51.1%)

(3) パブリックコメントの実施

計画素案を広く住民に公表し、意見募集(パブリックコメント)を行いました。

実施期間	令和6(2024)年1月16日～2月15日
実施方法	市ホームページにおける公表及び市役所・支所・出張所での閲覧

5 日常生活圏域の設定

高齢者が自宅で生活を送るためには、高齢者の生活圏域を単位にサービス体制を整備する必要があります。そのため、地域の特性、面積、人口等を踏まえてサービス提供の基盤となる日常生活圏域を設定することが必要となります。

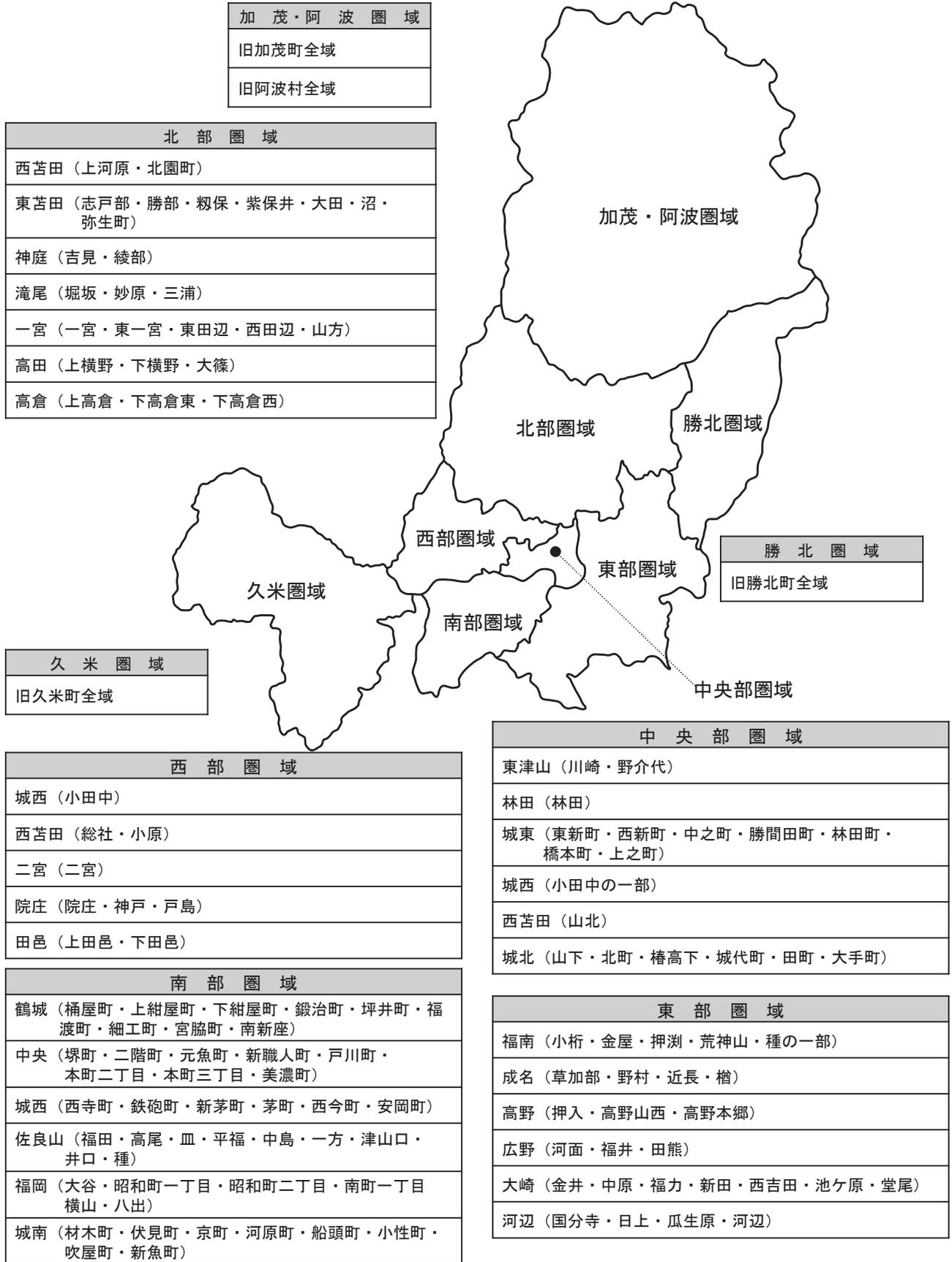
本市においては、旧行政区や人口規模、地理的要因等を踏まえ、前計画と同様に8圏域を日常生活圏域に設定することで、これまで築き上げてきた高齢者への支援体制を活用して、サービス必要者の把握・支援をスムーズに行うことを目指していきます。

【日常生活圏域ごとの高齢者・認定者の状況】

区分	人口	高齢者数	認定者数	高齢化率	認定率
東部圏域	19,431	5,303	1,038	27.3%	19.6%
西部圏域	15,635	4,878	943	31.2%	19.3%
南部圏域	11,007	3,988	770	36.2%	19.3%
北部圏域	22,074	5,573	993	25.2%	17.8%
中央部圏域	12,893	4,242	768	32.9%	18.1%
加茂・阿波圏域	4,060	1,875	424	46.2%	22.6%
勝北圏域	5,725	2,235	524	39.0%	23.4%
久米圏域	6,095	2,571	504	42.2%	19.6%
津山市全域	96,920	30,665	5,964	31.6%	19.4%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（令和5（2023）年4月1日現在）

【日常生活圏域の設定状況】



第2章 現状と課題

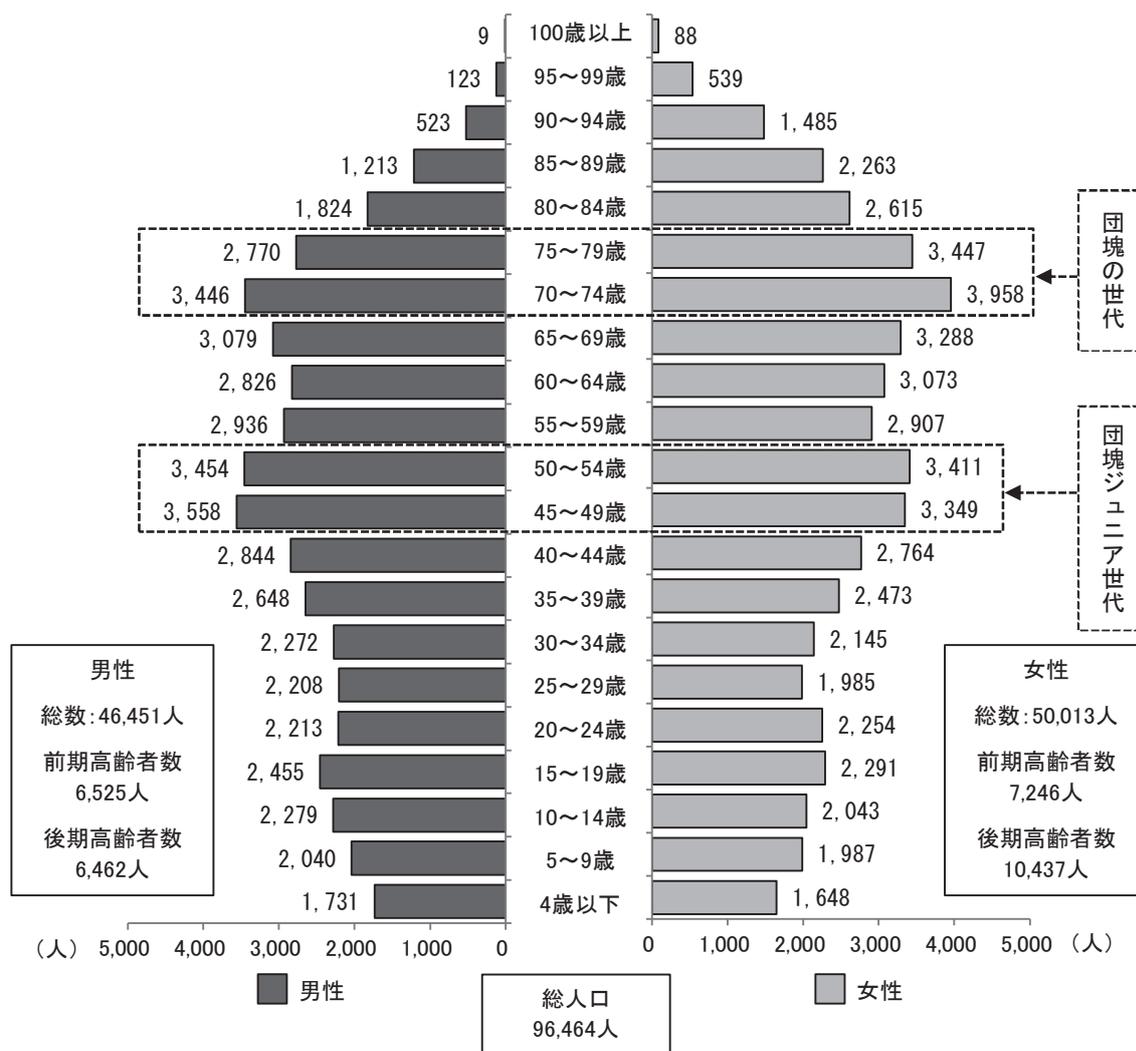
1 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口の推移と推計

本市の令和5（2023）年9月30日現在の人口構造は、少子高齢化を示す「つぼ型」となっており、今後の高齢化率の上昇が予想されるものとなっています。

また、団塊の世代にあたる74～76歳の人口が男女ともに多くなっており、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を迎えることを示しています。さらに、団塊ジュニア世代にあたる48～52歳の人口が多く、令和22年（2040）年には、この世代が65歳を迎えることとなります。

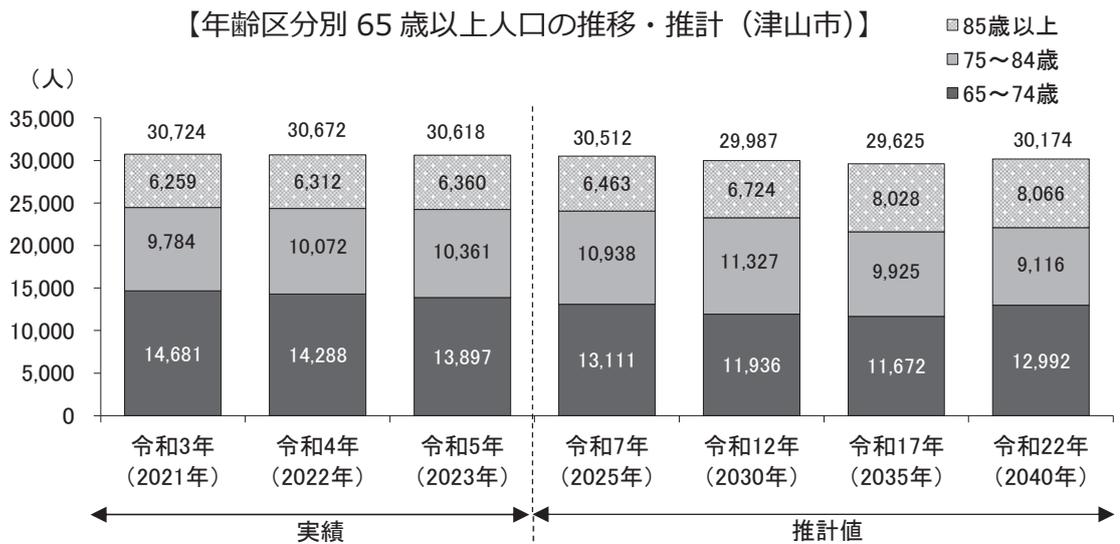
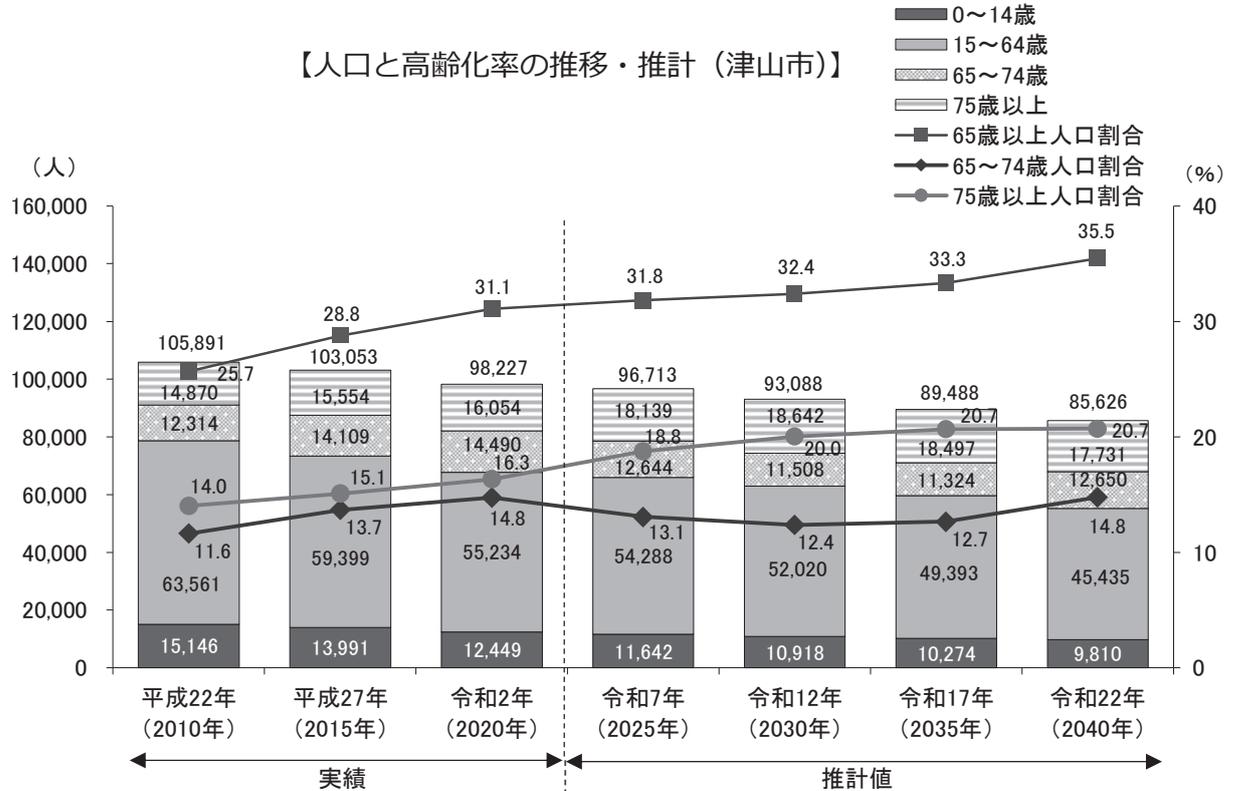
【人口ピラミッド（津山市）】



資料：住民基本台帳人口（令和5（2023）年9月30日現在）

本市の国勢調査による総人口は減少傾向にあります。全国と同様に高齢者の占める割合は上昇していくと見込まれます。

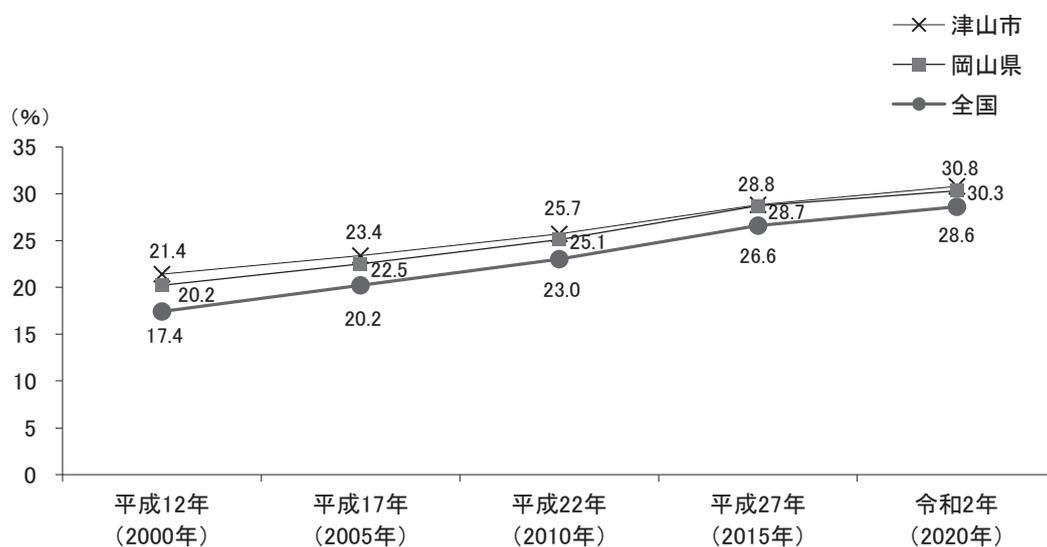
特に75歳以上の後期高齢者は65～74歳人口の割合を上回っており、令和12(2030)年には後期高齢者割合が2割を超えると見込まれます。



(2) 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、全国より高く推移しており、令和2（2020）年には3割を超え、30.8%となっています。

【高齢化率の推移（全国・岡山県・津山市）】



区分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
津山市	21.4%	23.4%	25.7%	28.8%	30.8%
岡山県	20.2%	22.5%	25.1%	28.7%	30.3%
全国	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.6%

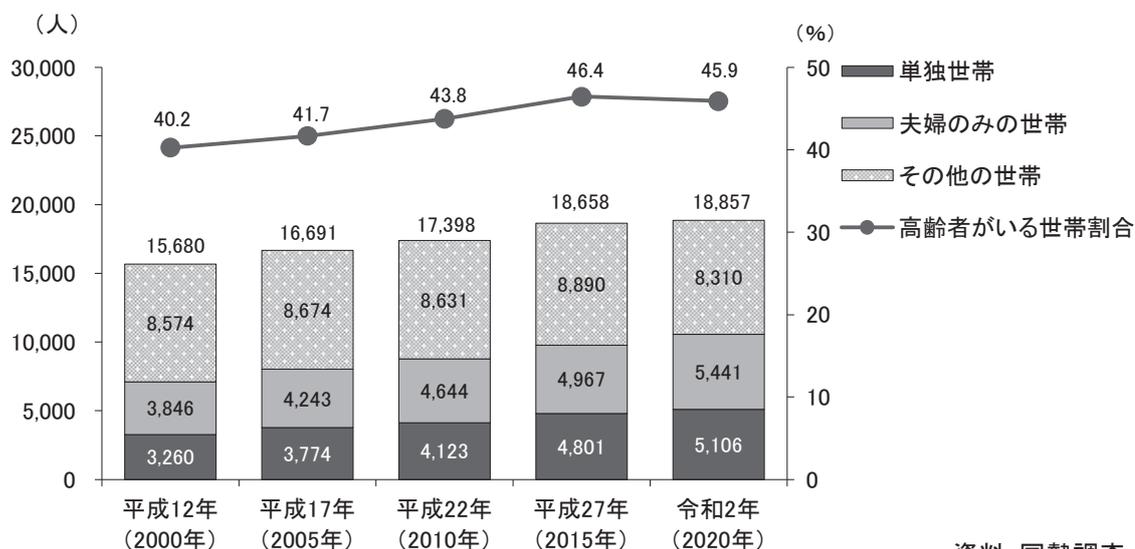
資料：国勢調査

(3) 高齢者がいる世帯の推移

本市の国勢調査による65歳以上の高齢者がいる世帯は増加しており、一般世帯に占める割合も上昇していましたが、令和2（2020）年では減少しています。

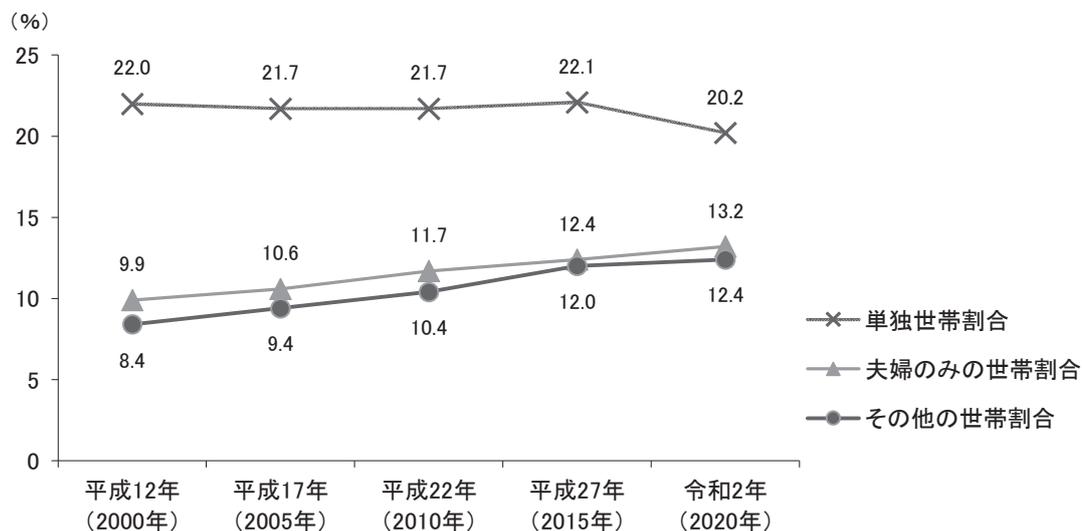
夫婦のみの世帯、単独世帯の伸びが大きくなっています。

【高齢者がいる世帯数と一般世帯に占める割合（津山市）】



資料：国勢調査

【家族類型別高齢者がいる世帯割合（津山市）】

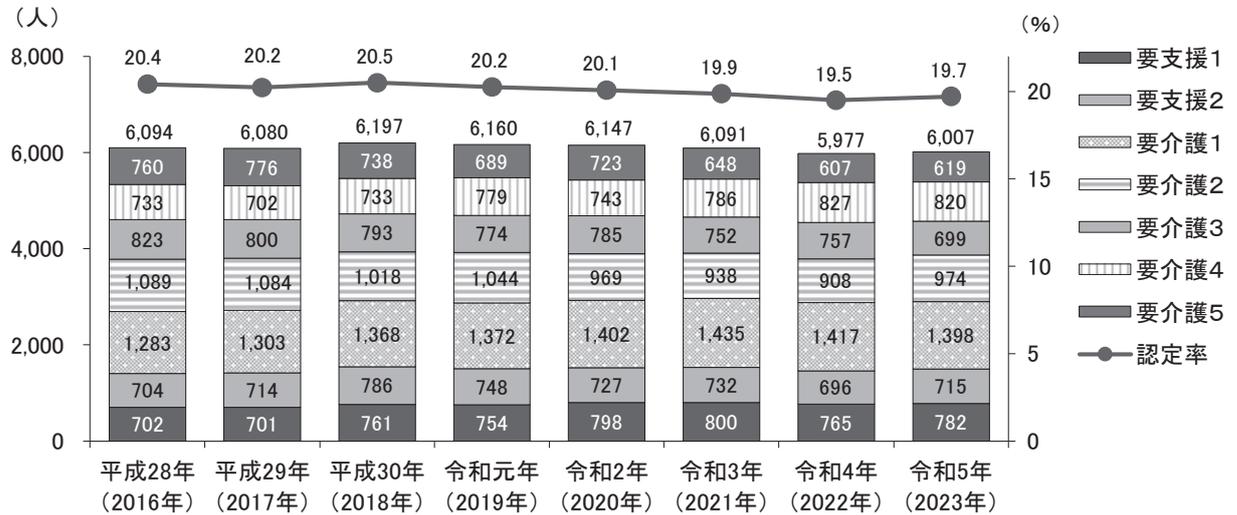


資料：国勢調査

(4) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は年度によって増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。

【認定者数・認定率（第1号被保険者）の推移（津山市）】

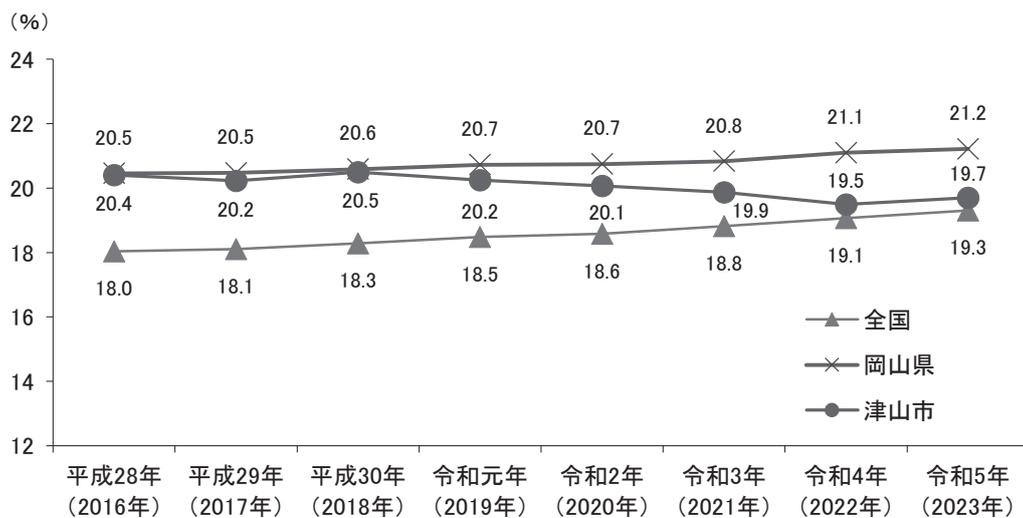


資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

本市の第1号被保険者数に占める認定率は19.5～20.5%で推移しており、全国と比較すると高くなっていますが、令和4（2022）年、令和5（2023）年では、差は0.4ポイントまで小さくなっています。

岡山県と比較すると、低くなっています。

【認定率（第1号被保険者）の推移（全国・岡山県・津山市）】

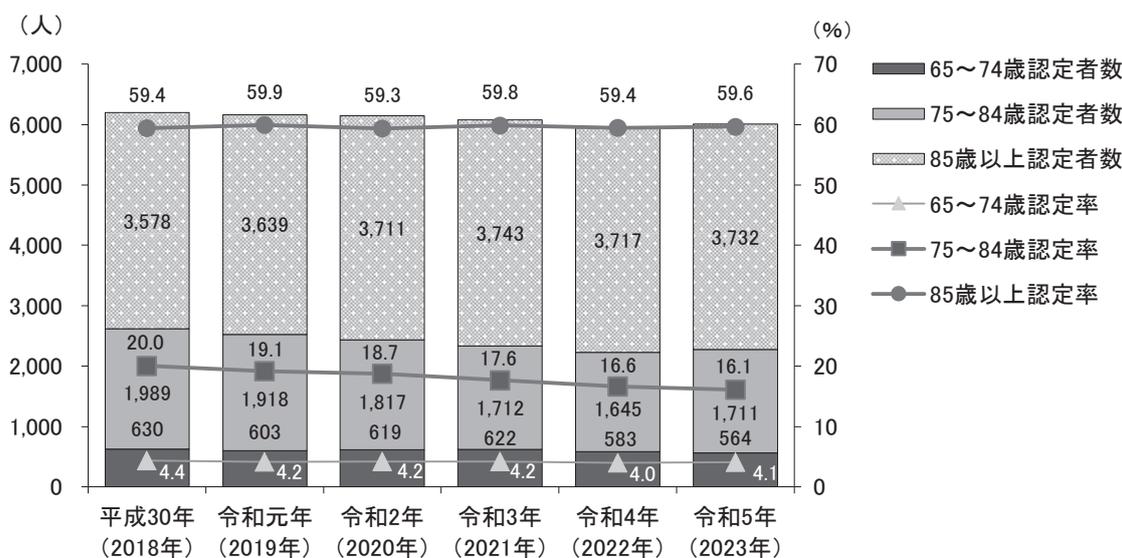


資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

本市の令和5（2023）年9月末の85歳以上の要支援・要介護認定者数は3,732人であり、認定者数の約6割を占めています。75歳から84歳の認定率は年々低下しています。

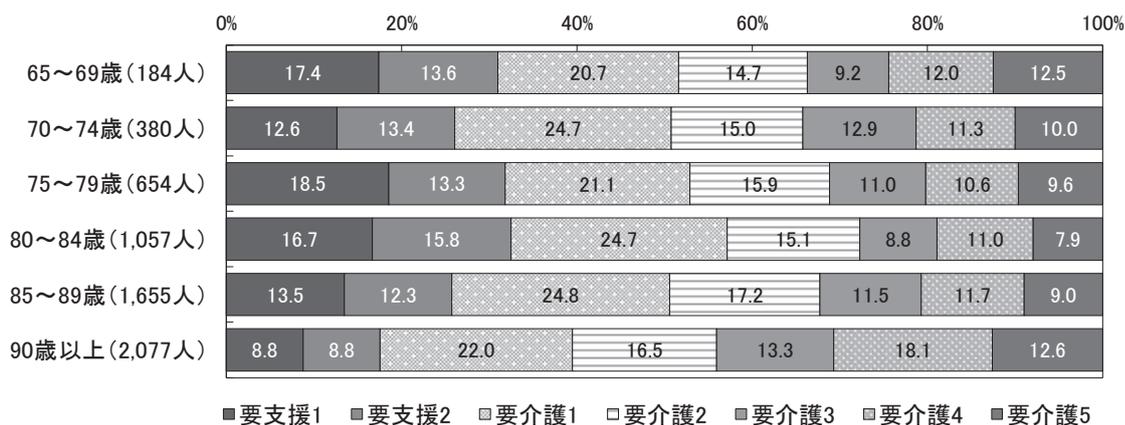
89歳の認定者までは、要支援1・2の割合が2割台～3割台となっていますが、90歳以上の認定者では1割台にとどまり、要介護3以上の割合が高くなっています。

【年齢区分別の認定者数と認定率の推移（津山市）】



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報9月末時点）

【年齢区分別の認定者の要介護度別割合（津山市）】



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報令和5（2023）年9月末時点）

(5) 認知症高齢者の状況

介護認定における、主治医意見書に記載の日常生活自立度を基に、自立度Ⅱ以上を認知症高齢者としています。有病率については、認知症高齢者数を高齢者数で割って算出しています。

【日常生活自立度の区分】

区分	概要	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態	
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られても、誰かが注意していれば自立できる状態	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが日中を中心に見られ、介護を必要とする状態	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心に見られ、介護を必要とする状態	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態(遷延性意識障害(重度の昏睡状態)等あり)	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

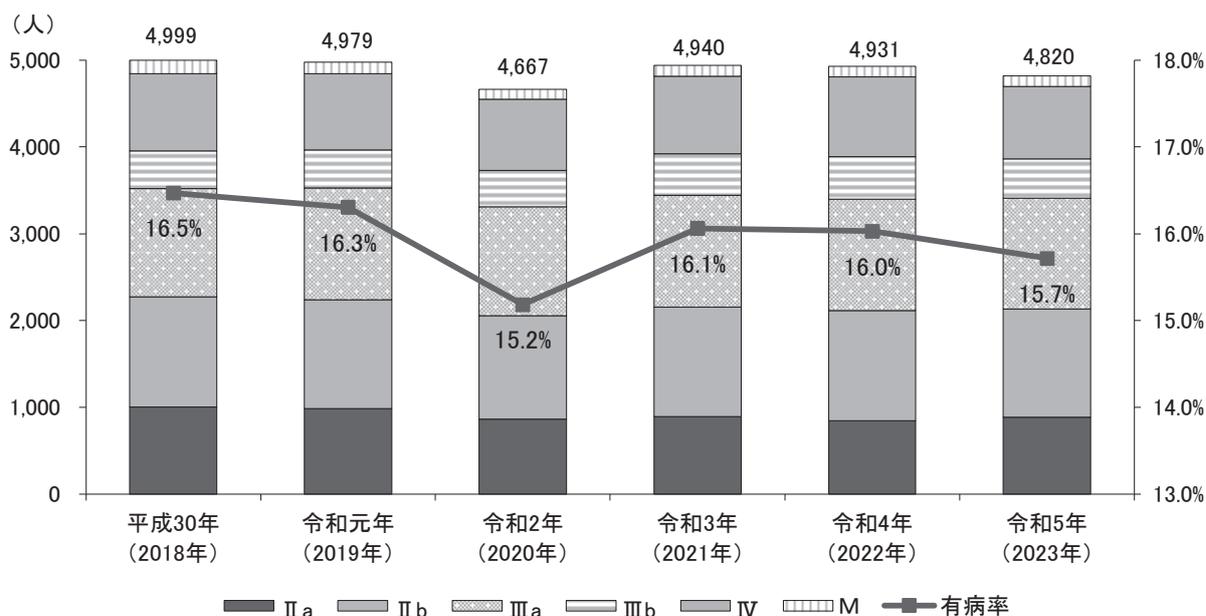
資料:厚生労働省「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」

● 認知症高齢者の推移

本市における認知症高齢者数は、平成30（2018）年から横ばいとなっています。
有病率をみると、各年ともに15～16%台を推移しています。

日常生活自立度ごとに、平成30（2018）年と令和5（2023）年を比較すると、Ⅲa～Ⅲbはやや増加しており、Ⅱa～Ⅱb及びⅣはやや減少、Mは減少しています。

【認知症高齢者数の推移（津山市）】



（単位：人）

区分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5(2023)年	対平成30年比
	Ⅱa	1,004	984	863	890	846	
Ⅱb	1,271	1,253	1,193	1,268	1,268	1,250	98.3%
Ⅲa	1,246	1,293	1,257	1,284	1,285	1,280	102.7%
Ⅲb	436	435	419	477	488	451	103.4%
Ⅳ	887	879	817	898	922	835	94.1%
M	155	135	118	123	122	121	78.1%
合計	4,999	4,979	4,667	4,940	4,931	4,820	96.4%
有病率	16.5%	16.3%	15.2%	16.1%	16.0%	15.7%	95.4%
高齢者人口	30,354	30,539	30,739	30,757	30,765	30,670	101.0%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（各年10月1日現在）

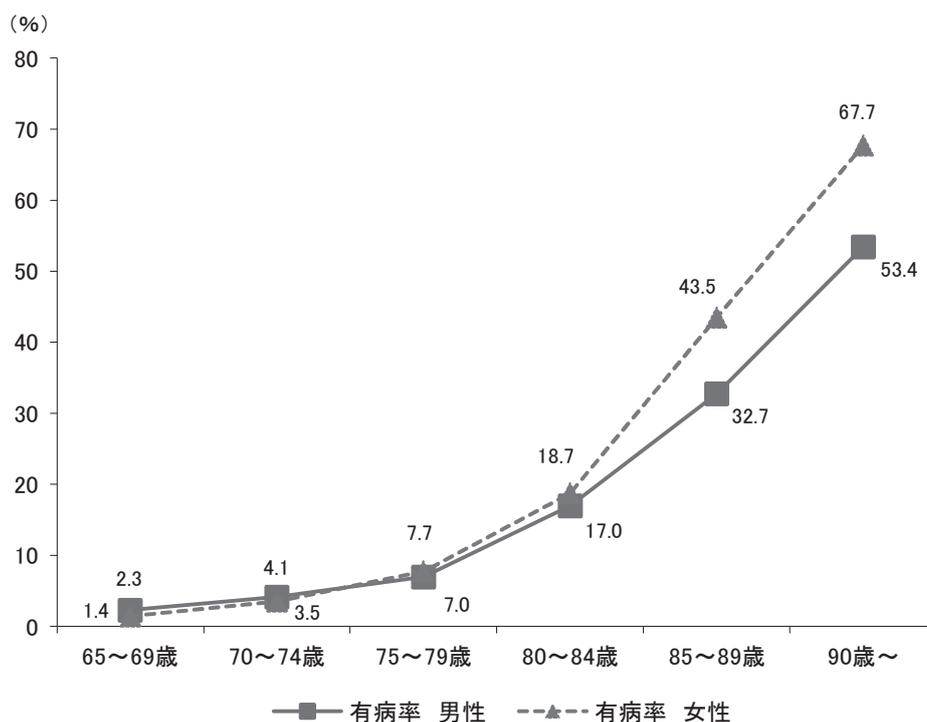
※有病率は、認知症高齢者数を該当年の10月1日時点の高齢者数で割っています。

● 男女年齢別有病率の状況

男女別に有病率をみると、79歳までは男女ほぼ同率となっていますが、80歳からは女性の方が有病率が高くなっています。

年齢別に有病率をみると、男女ともに加齢とともに有病率が高くなり、80歳になると全体平均より有病率が高くなっています。

【男女年齢別有病率（津山市）】



区分		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～
有病率	男性	2.3%	4.1%	7.0%	17.0%	32.7%	53.4%
	女性	1.4%	3.5%	7.7%	18.7%	43.5%	67.7%
	合計	1.9%	3.8%	7.4%	18.0%	39.7%	64.3%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（令和5年10月1日現在）

※有病率は、区分ごとに認知症高齢者数を令和5(2023)年10月1日時点の高齢者数で割っています。

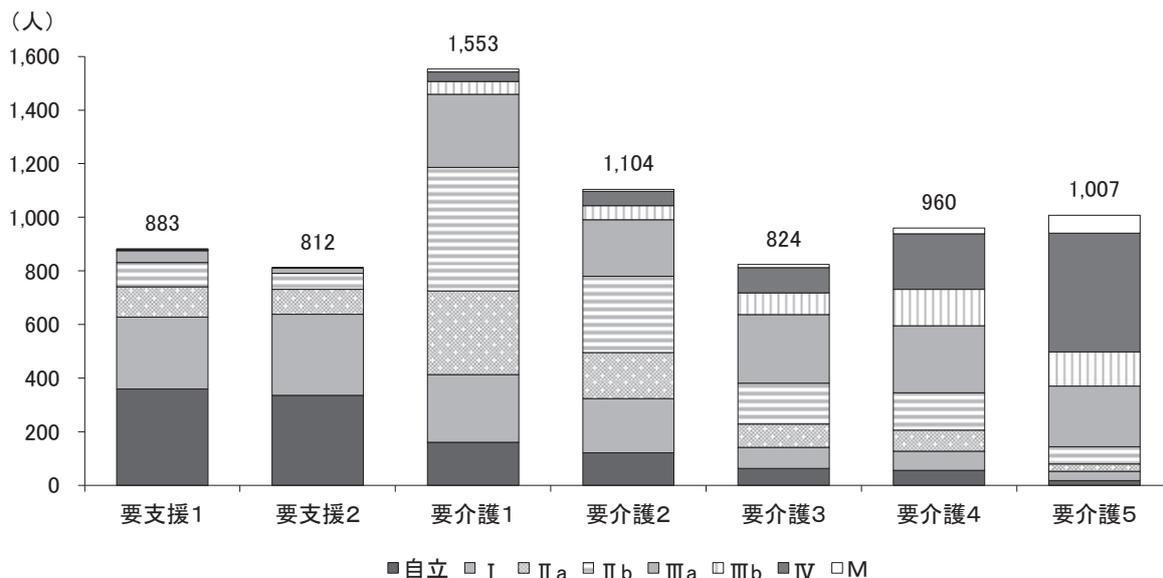
● 要介護度別の日常生活自立度の状況

要介護度別の日常生活自立度をみると、要介護度が上がるにつれて、認知症の症状が重くなっています。

認知症高齢者数をみると、要介護1が最も多くなっています。

認知症高齢者率は、要介護5では9割を超える人が認知症高齢者となっています。

【要介護度別日常生活自立度（津山市）】



(単位:人)

区分	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	計	認知症 高齢者数	認知症 高齢者率
要支援1	360	268	112	91	44	2	3	3	883	255	28.9%
要支援2	336	302	93	60	18	2	0	1	812	174	21.4%
要介護1	161	252	312	462	272	49	35	10	1,553	1,140	73.4%
要介護2	122	202	172	283	212	53	53	7	1,104	780	70.7%
要介護3	63	78	88	151	257	81	94	12	824	683	82.9%
要介護4	55	72	79	139	250	136	207	22	960	833	86.8%
要介護5	17	35	27	64	227	128	443	66	1,007	955	94.8%

資料:市介護保険システム(令和5(2023)年10月1日現在)

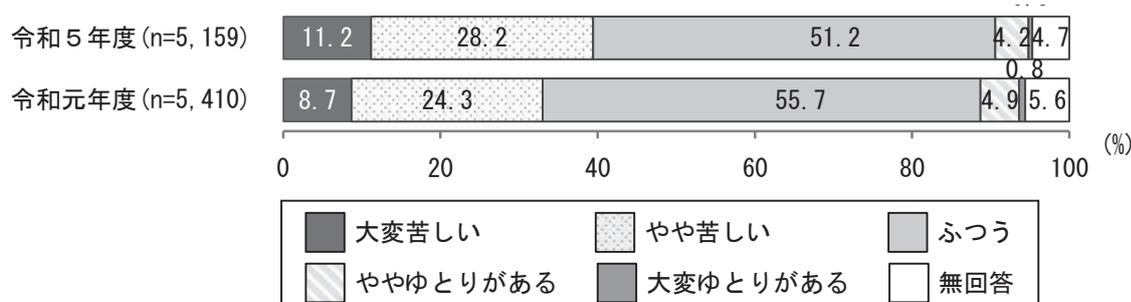
※認知症高齢者率は、各要介護度における認知症高齢者数を合計で割っています。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果

問1 あなたのご家族や生活状況について

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

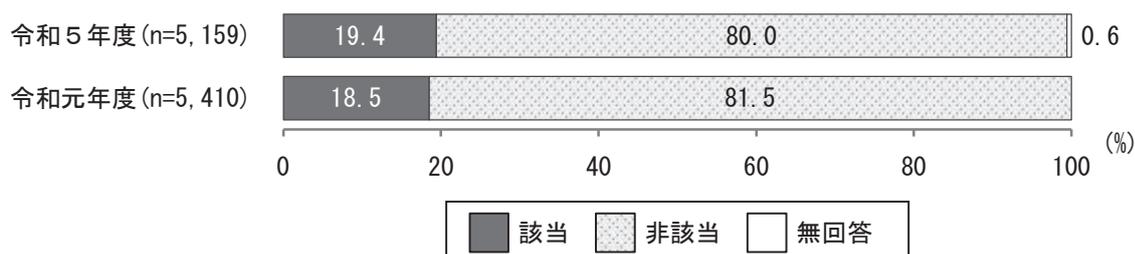
「やや苦しい」が28.2%、「大変苦しい」が11.2%となっています。前回調査と比べ、「大変苦しい」「やや苦しい」が上昇しています。



問2 からだを動かすことについて

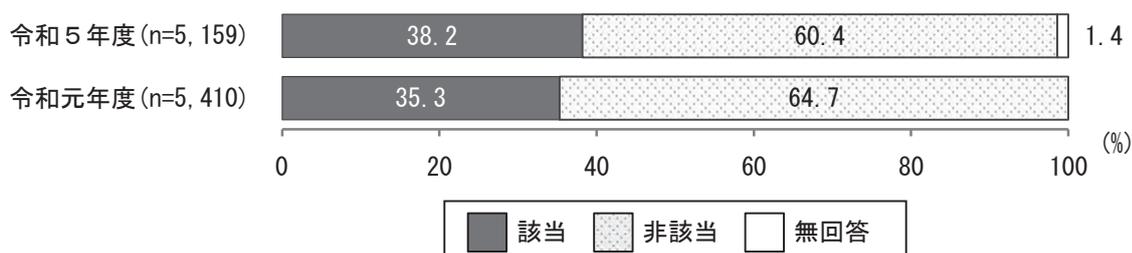
【身体機能が低下している人】

「該当」が19.4%となっています。前回調査から特徴的な変化はありません。



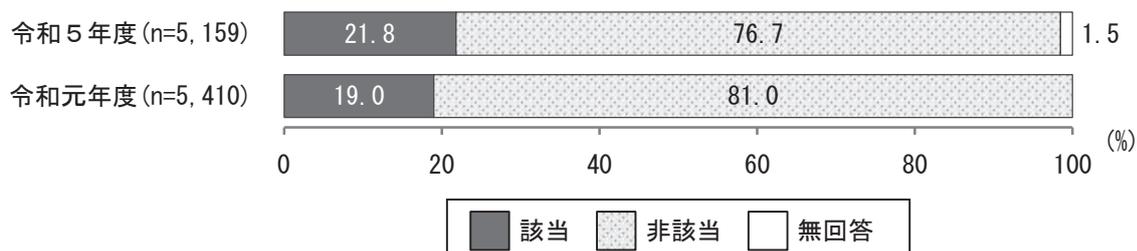
【転倒リスクのある人】

「該当」が38.2%となっています。前回調査と比べ、「該当」する割合が上昇しています。



【閉じこもり傾向のある人】

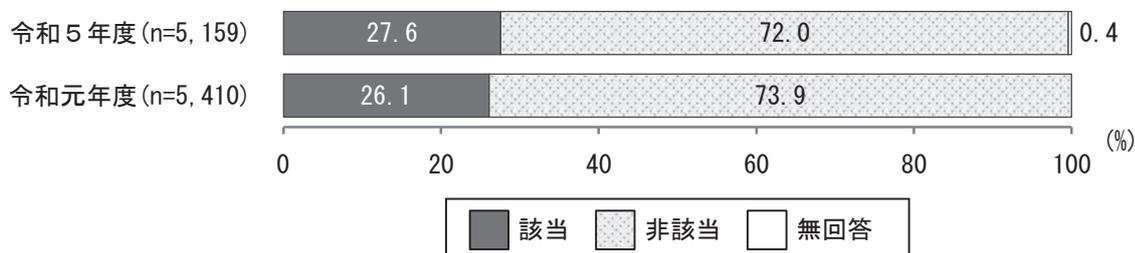
「該当」が21.8%となっています。前回調査と比べ、「該当」する割合が上昇しています。



問3 食べることについて

【口腔機能が低下している人】

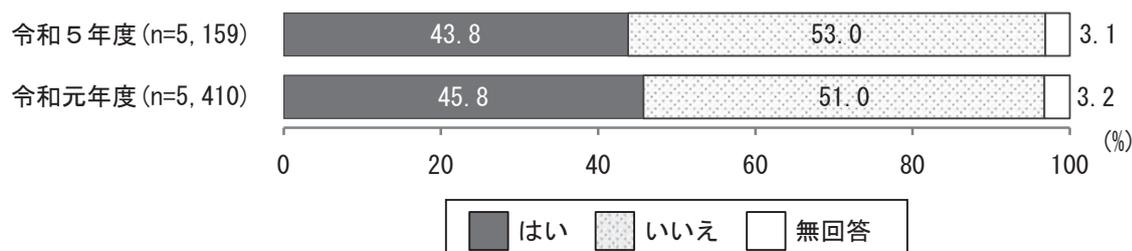
「該当」が27.6%となっています。前回調査から特徴的な変化はありません。



問4 毎日の生活について

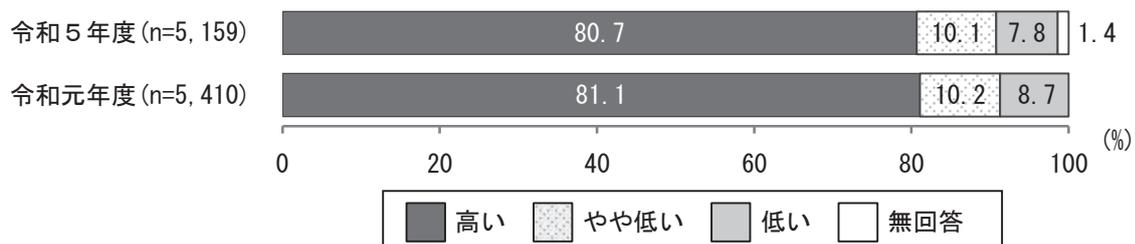
物忘れが多いと感じますか。

「はい」が43.8%となっています。前回調査より「認知度低下」がみられる人が低下しています。



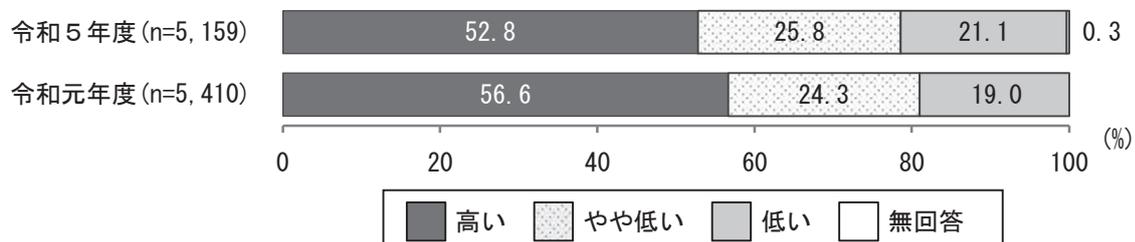
【手段的自立度（活動的な日常生活を送るための能力）について】

「やや低い」が10.1%、「低い」が7.8%となっています。前回調査から特徴的な変化はありません。



【知的能動性（情報を自ら収集して表現できる能力）について】

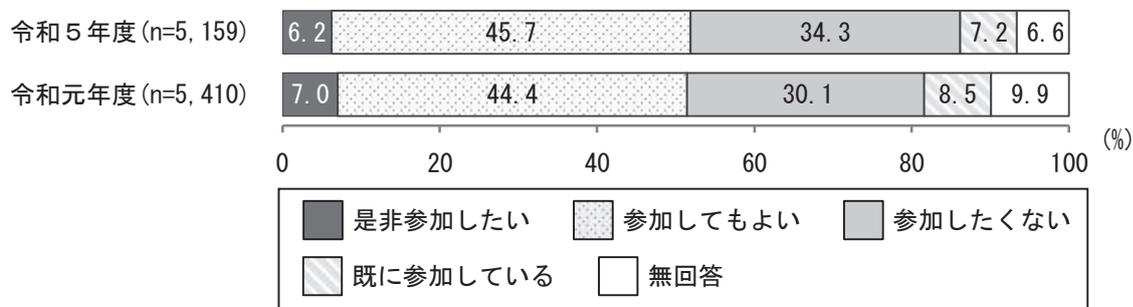
「やや低い」が25.8%、「低い」が21.1%などとなっています。前回調査と比べ、「やや低い」、「低い」に該当する割合が上昇しています。



問5 地域での活動について

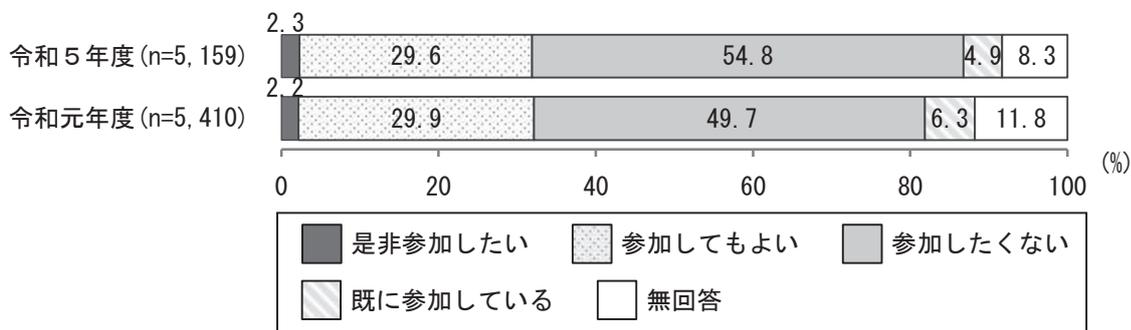
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

「参加してもよい」が45.7%、「参加したくない」が34.3%、「既に参加している」が7.2%となっています。前回調査と比べ、「参加したくない」人の割合が上昇しています。



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

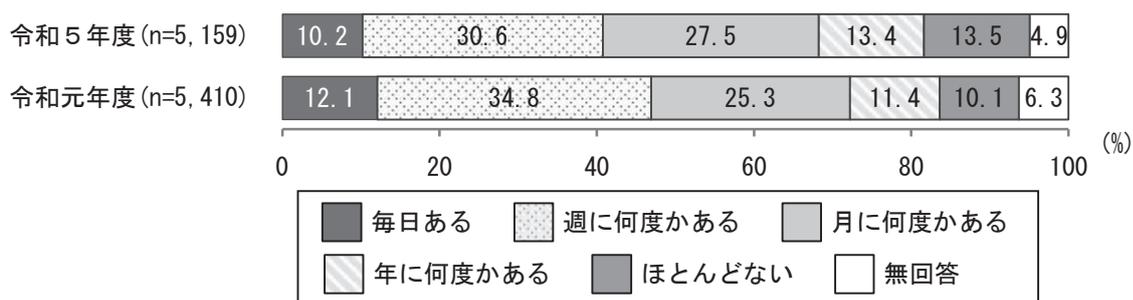
「参加したくない」が54.8%、「参加してもよい」が29.6%、「既に参加している」が4.9%となっています。前回調査と比べ、「参加したくない」人の割合が上昇しています。



問6 たすけあいについて

友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

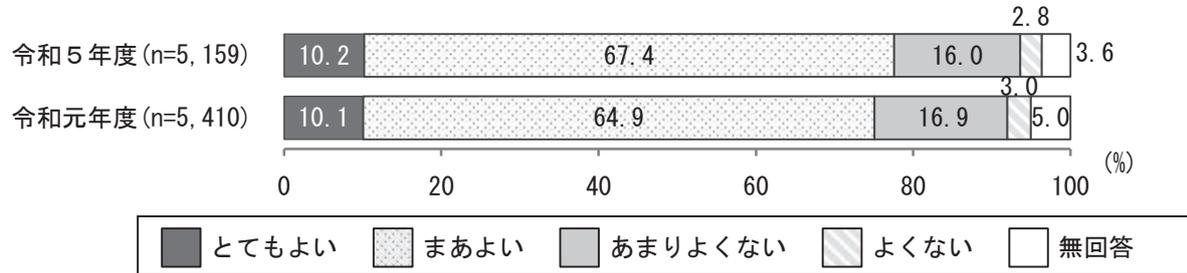
「毎日ある」と「週に何度かある」を合わせた割合が40.8%であり、「ほとんどない」が13.5%となっています。前回調査と比べ、頻度が多い回答の割合が低下しています。



問7 健康について

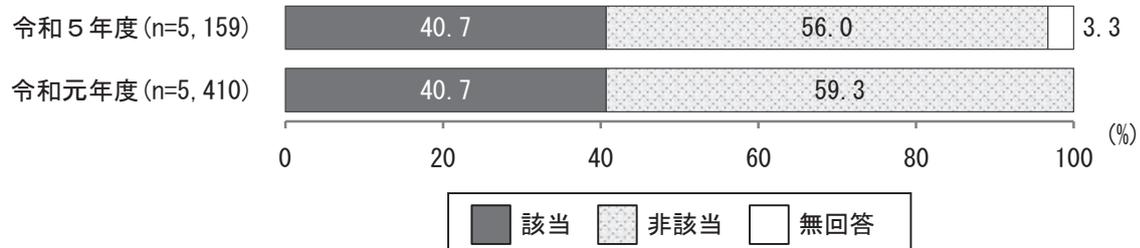
現在のあなたの健康状態はいかがですか。

健康状態が『よい』（「とてもよい」+「まあよい」）人の割合が77.6%であり、前回調査と比べ、上昇しています。



【うつ傾向の人】

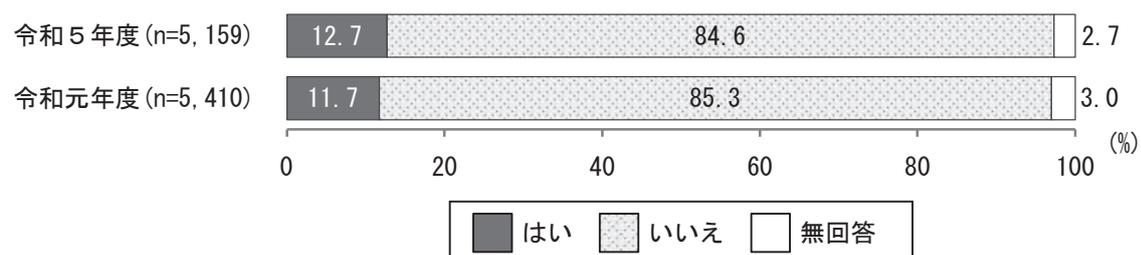
「該当」が40.7%となっています。前回調査から変化はありません。



問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

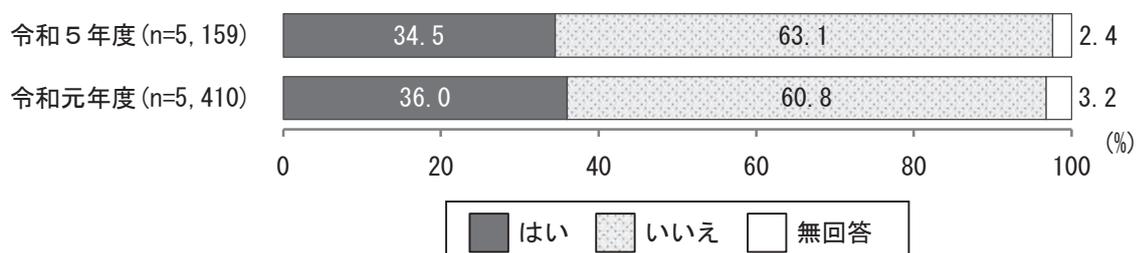
認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。

本人か家族に認知症の症状がある人がいる（「はい」）の割合が12.7%となっています。前回調査から特徴的な変化はありません。



認知症に関する相談窓口を知っていますか。

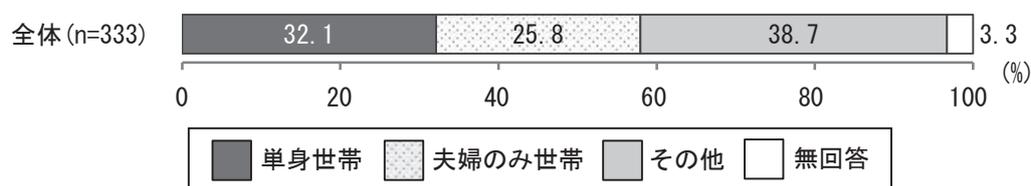
知っている人（「はい」）の割合が34.5%となっています。前回調査から特徴的な変化はありません。



3 在宅介護実態調査の主な結果

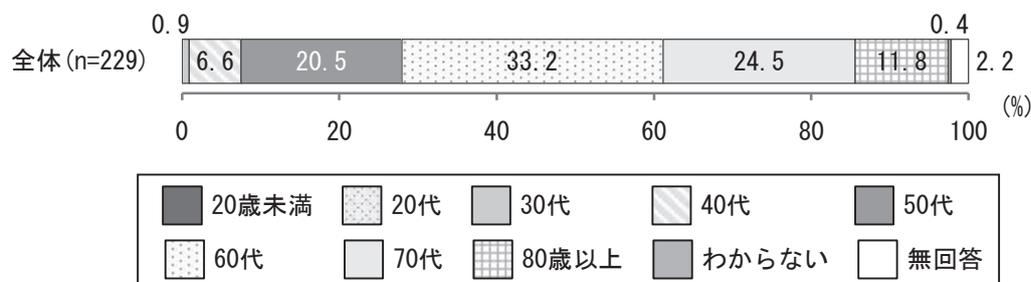
問 世帯類型について、ご回答ください。

「単身世帯」が32.1%、「夫婦のみ世帯」が25.8%となっています。



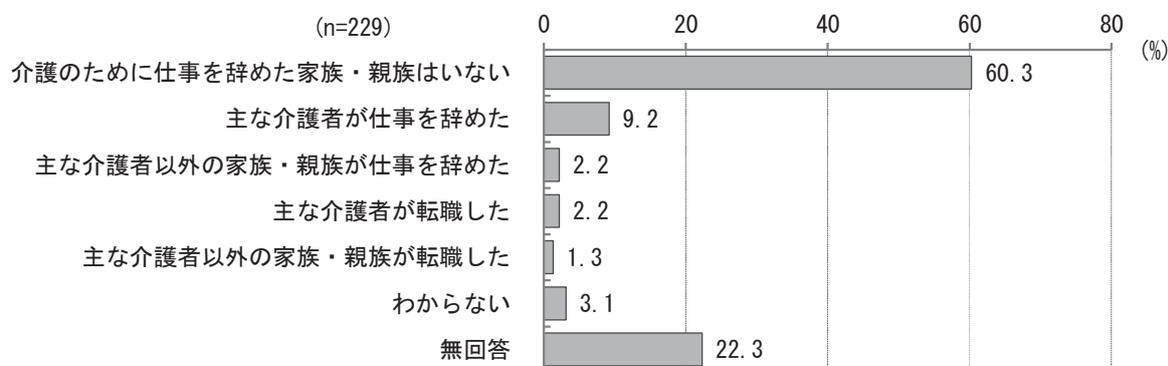
問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。

「60代」が33.2%、70歳以上（「70代」+「80歳以上」）が36.3%と、高齢の人の割合が高くなっています。



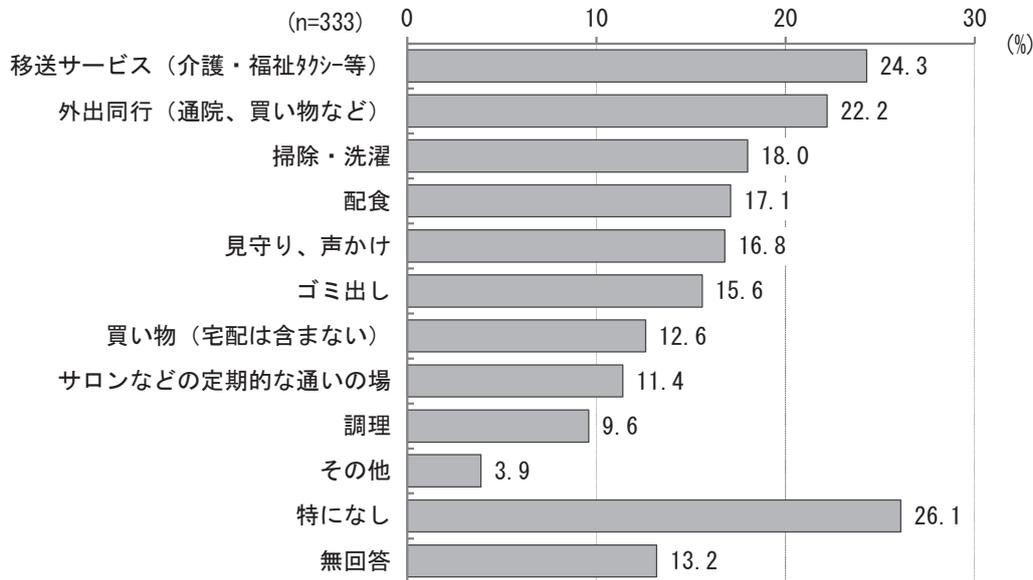
問 ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。

「主な介護者が仕事を辞めた」が9.2%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた」が2.2%となっています。



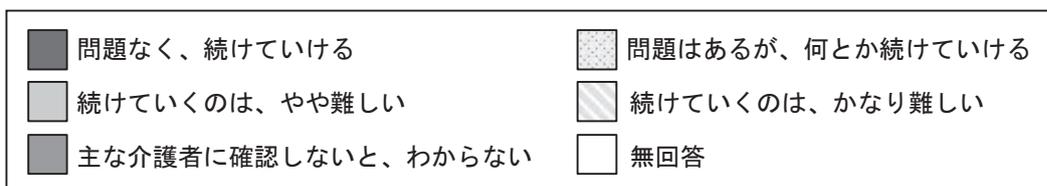
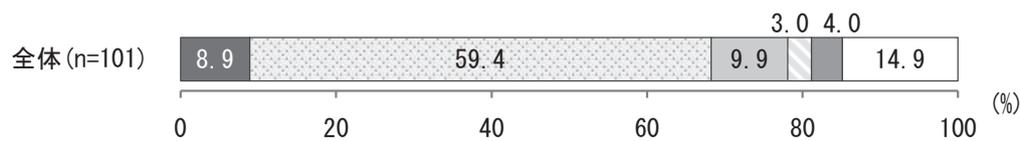
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.3%で最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が22.2%、「掃除・洗濯」が18.0%などとなっています。



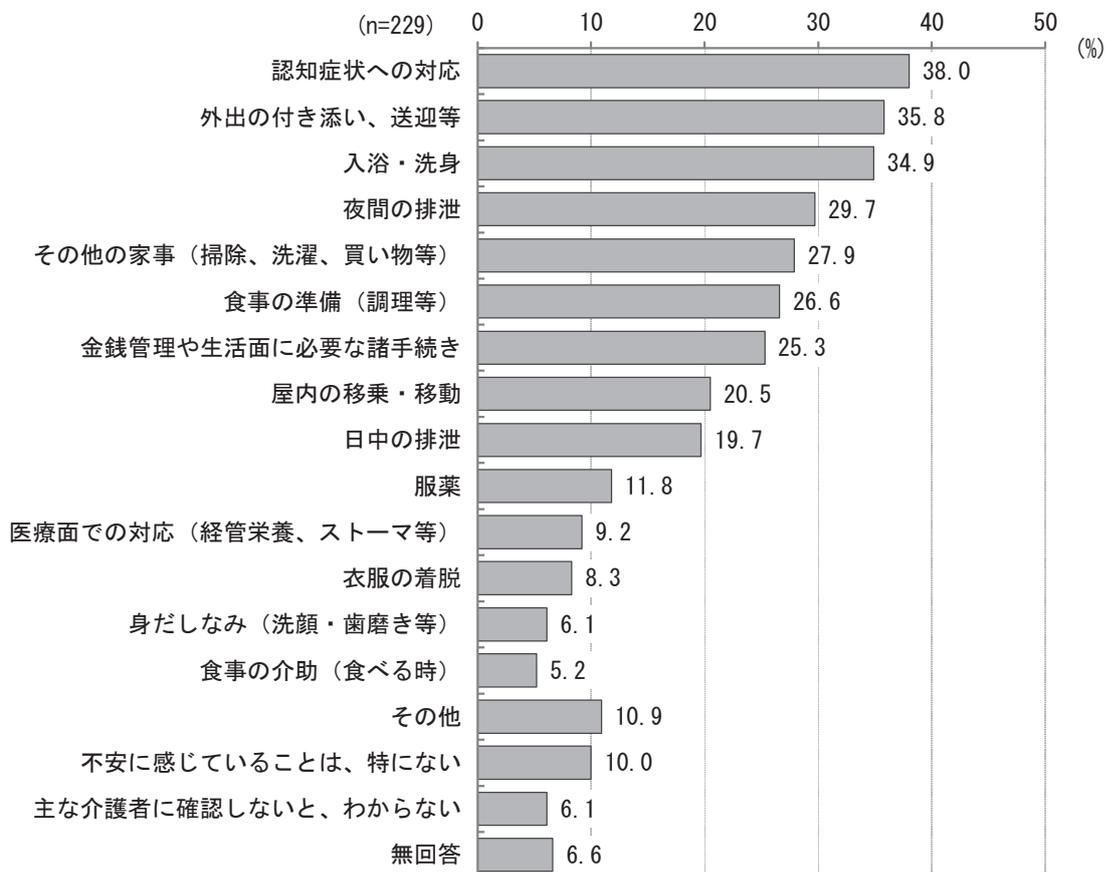
問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

「続けていくのは、やや難しい」が9.9%、「続けていくのは、かなり難しい」が3.0%となっています。



問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。

「認知症状への対応」が38.0%で最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が35.8%、「入浴・洗身」が34.9%などとなっています。



4 地域包括ケアシステムの構築の現状と評価

注)新型コロナウイルス感染症対策の影響により、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の実績値は大幅に減少している事業があります。

(1) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化のために、市及び地域包括支援センターで連絡会をもち、事業実施状況の評価を行うとともに、職員の配置・体制の見直し、職員の育成や確保を図っています。

② 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議は、個別ケースの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や支援策を明らかにし、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や地域づくりに活用することが求められています。津山版地域包括ケアシステムの実現のために「小地域ケア会議」と、「地域ケア個別会議」が連携して、より効果的に機能させていくことが重要です。

小地域ケア会議では地域住民と専門職等が協議・検討、学びを重ねて地域課題を明らかにし、できる地域課題への対応策を検討しました。協議を通じて、地域関係者等が連携・協働し、各支部ならではの住民主体による地域づくり、社会資源の発掘・開発の取組が展開されています。津山市全域の地域課題の抽出、その課題を地域づくり、政策形成につなげることで、小地域ケア会議未設置支部へ積極的に働きかけていくことが必要です。

地域ケア個別会議は、高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を会議において検討し、個人と環境に働きかけることによって自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っています。必要な地域資源の開発や地域課題の分析のために、生活支援コーディネーターも出席しています。医師が助言者として参加するため、令和5(2023)年度より、月2回の開催に変更しました。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
地域ケア個別会議	実施回数	53回 (247事例)	45回 (152事例)	37回 (83事例)	
小地域ケア会議	設置数	32支部	34支部	35支部	

③ 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

地域の身近な高齢者の総合相談窓口として、必要に応じ家庭訪問を行い、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行っています。

④ 広報・情報提供の充実

市ホームページ、広報紙、出前講座や、高齢者に身近な地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通じてきめ細やかな情報提供を行っています。また、行政サービスの各窓口においても、高齢者が利用しやすい体制づくりに努めています。加えて、わかりやすさに配慮した、介護保険サービスの説明パンフレットを毎年度更新して、発行しています。

一方で、昨年度実施したアンケートでは、「認知症に関する相談窓口を知らない」の回答が63.1%あり、より多くの住民へ情報を周知する必要があります。

⑤ 地域包括ケアシステムを支える人材確保及び資質向上への支援

ACPに関する知識を習得し、本人の意思を尊重した医療・ケアが提供できるように、本人・家族・医療ケアチームとの調整を行うACPファシリテーターの養成や資質向上・活動推進を図る研修会を開催しました。各医療機関・介護施設等にファシリテーターが配置されていないため、徐々に増やしていくとともに、総論だけでなく実践するための研修を行う必要があります。

また、身体機能の低下を防ぎ、要介護状態に至る可能性を減らすため、津山市版のフレイル対策事業（栄養編）を市民及び支援者に対して実施しました。医師・栄養士のフレイル対策に関する役割は整理できましたが、多職種についても支援者としての役割を整理していく必要があります。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療と介護の提供体制の構築推進

この事業は、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムを構築するための事業のひとつとして、介護保険法により市町村が主体となって取り組むことが求められています。

平成 27（2015）年度までは岡山県が津山市医師会に委託して「在宅医療連携推進事業」として取組が進められてきましたが、平成 28（2016）年度からは津山市が引き継ぎ、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、事業に取り組んでいます。

● 地域の医療・介護の資源の把握

津山市における社会資源の調査と情報発信を行いました。医療機関・事業所のサービス提供体制等の調査を実施し、最新情報を収集しました。調査結果は、津山市及び津山市医師会ホームページに掲載しました。

今後は社会資源の利用実態の分析をし、更に必要とされる情報を整理していく必要があります。

また、社会資源情報の活用促進に向けた情報発信のあり方を整理していく必要があります。

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

各職種の代表と行政による代表者会議、役員会、3つの専門部会を開催しました。

	第7期計画	第8期計画	
	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
在宅医療・介護連携推進協議会	2回	2回	3回
地域包括ケア検討部会	3回	3回	3回
情報共有部会	3回	3回	2回
啓発・研修部会	3回	3回	5回

令和5（2023）年度には、事業内容を見直し、地域包括ケア検討部会、事業推進部会、啓発・研修部会に再編しました。

- 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療介護従事者間の連携を図るための情報共有ツールの構築、基本情報の情報共有について検討・整理しています。津山市入退院支援ルールが情報共有ツールとして機能しているかを検証し、継続的に見直しの必要性を検討していく必要があります。

- 相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談を受け、関係機関につなげています。支援が必要なケースは、関係機関と情報共有しながら内容検討、サービス利用へとつなげていますが、複合的な課題を持つケースも増加する中、関係部署間の横断的な相談体制を構築し、多職種との連携体制を構築する必要があります。

(3) 地域共生社会の実現

① 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすため、地域包括支援センターを中心とした制度横断的なネットワーク、小地域ケア会議により、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

- 地域の交流の場の確保

市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的として、市内にふれあいサロンを設置し高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図っています。施設の運営方法等について協議を重ねながら、地域支援の環境づくりや高齢者等の地域交流拠点としての機能も引き続き担っていきます。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
ふれあいサロン	延べ利用人数	14,087人	12,415人	16,125人	

② 生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実に向けて、生活支援の担い手となる「生活支援サポーター」の養成を行い、高齢者の社会参加や支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

- 生活支援サポーターの養成

生活支援サポーター養成講座を、各実施団体に実施できる体制づくりを推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、訪問型サービスやその他の活躍の場が減少したため、実施団体はなく、サポーター養成が進んでいません。現在登録しているサポーターの活動支援として、生活支援コーディネーターと協力し、令和4(2022)年度に研修会を実施しました。養成講座のカリキュラム内容が概ね20時間程度の講義及び実習などであり、実施しやすい内容とするため見直しが必要です。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
生活支援サポーター事業	実施圏域数	8圏域	8圏域	8圏域	
	累計(登録)人数	247人	218人	193人	

- 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、1層生活支援コーディネーター1名、2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域毎（8圏域）に1名の合計9名を配置しています。新型コロナウイルス感染症の影響等により、1層協議体は令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は開催できていなかったため、令和5（2023）年度は再開に向けた検討を行い、研修や事業の企画に取り組んでいます。2層協議体は加茂・阿波圏域と勝北圏域で設置されています。

- 情報共有・連携強化

毎月定例で、生活支援コーディネーター会議、市の担当者との情報共有の場を設けています。生活支援コーディネーターは、令和4（2022）年度からは地域包括支援センターと情報共有会を毎月行い、令和5（2023）年度は、地域包括支援センターのプランナーとお互いの業務や役割の理解を目的とした研修会を実施しました。

③ 高齢者が活躍できる地域づくり

- シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターが行う、ワンコインサービスや派遣事業などの活動を支援しています。介護や子育て分野など、人手不足となっている分野の人材を確保するため、また高齢者と社会とのつながりをつくり、高齢者の就労機会の提供と社会参加を促進するためにも、今後も継続的な支援が必要です。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
シルバー人材センター 一会員数	男性	299人	317人	312人	
	女性	147人	158人	162人	
	合計	446人	475人	474人	

- 老人クラブ活動への支援

老人クラブでは、『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組んでおり、当市ではこの活動を支援しています。支援を通じ地域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造と、行政や他団体と連携による地域福祉の推進に努めています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
老人クラブ活動	クラブ数	171クラブ	164クラブ	161クラブ	
	会員数	8,062人	7,508人	7,184人	

(4) 安全な生活環境の整備

① 安全で快適な生活環境の整備

人にやさしいまちづくり条例に基づき、公共建築物の都市施設整備を推進しています。また、民間施設の整備は、人にやさしいまちづくり条例に基づき指導・助言を行い、審査結果通知書を発行しています。

② 高齢者の居住安定への支援

建築専門家によるリフォーム、新築、増改築、建築基準法等に関することについて、無料相談を開催しました。

③ 高齢者の交通施策の充実

重複路線の解消や運行ルートの見直し、バス停名称の変更など、高齢者が利用しやすい地域公共交通体系の整備に努めました。利用者の少ない地域を効率的にカバーするために、各種運行形態の特徴を踏まえた上で、地域の特性や利用状況にあった交通体系の研究に取り組み、交通事業者のない地域において、日常生活に最低限必要な移動手段の確保について研究を行いました。

また、年齢に応じた内容での交通安全教育を行うとともに、夜間の交通事故防止のために、夜光反射材の配布を行いました。

さらに、高齢者によるペダル踏み間違いなどによる交通事故を防止するために、急発進防止装置の設置費用に補助を行いました。

④ 火災の予防対策

火災予防運動を行うとともに、防火意識の普及として市広報媒体を通じた啓発を行いました。

⑤ 災害時の支援体制の整備

「避難行動要支援者名簿」の啓発・周知を行うとともに、必要に応じて要支援者名簿への登録を働きかけ、名簿情報を更新しました。また、民生委員、町内会による自主防災・防犯組織、消防団等の関係機関や介護老人福祉施設等避難所として協定を締結している施設との連携強化を進めました。

5 健康づくりの推進の現状と評価

評価

◎:目標値に達した(100%以上)

○:目標値に達していないが順調に改善(50~99%改善)

△:目標値に達していないが改善している(1~49%改善)

×:横ばいもしくは悪化(0%以下)

—:評価困難

※策定時に数値がない項目は中間評価値と比較した

(1) 栄養・食生活

低栄養やフレイルを予防する食生活について、こけないからだ講座等で健康教育を行いました。また、令和4(2022)年度には、津山市在宅医療・介護連携推進協議会等と連携したフレイル予防講座において、健康教育・健康相談を実施するとともに、「食品の多様性チェックリスト」活用の検討や講座内容をまとめたDVDの作成に携わりました。

フレイルの認知度を上げ、栄養・身体活動・社会参加の三本柱を意識した日常生活の工夫について広く普及啓発していくことが必要です。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末 目標	実績	評価
主食・主菜・副菜をそろえて 食べる回数が増える	20歳以上	15.5回/週	13.2回/週	×

(2) 身体活動・運動

こけないからだ講座・ふらっとカフェの参加者が、コロナ禍でも地域活動や社会とのつながりを維持できるよう、不参加者の把握、交流会の実施等によるグループ活動支援を行いました。また、ノルディックウォークの体験会を継続して実施し、令和3(2021)年度は3グループ、令和4(2022)年度は9グループが参加しました。さらに、令和3(2021)年度から高齢期男性を中心とした新たな取組として、野菜作り活動を開始しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や人との交流を控えるようになった高齢者が増加しており、ひきつづき、高齢者の地域交流の促進、身体機能の維持向上に向けた支援が必要です。また、令和4(2022)年度の津山市健康基礎調査によると、市民のフレイルの認知度が低い(「言葉も意味も知らなかった」が66.8%)ため、こけないからだ講座のグループ活動支援と、参加者がフレイル予防に関する知識を得て実践できる仕組みづくりが必要です。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末 目標	実績	評価
日常生活を活発に送っていると感じる人が増える	60歳以上	80.0%	69.2%	×
健康情報を気軽に入手できると感じる人が増える	60歳以上	50.0%	79.9%	◎
こけないからだ講座に参加している人が増える	60歳以上	220か所以上 4,200人以上	211か所 3,008人	×
運動習慣者が増える	60歳以上	50.0%	43.4%	△
足腰に痛みのない人が増える	60歳以上	腰痛 20.0%以下	40.1%	×
		手足の関節の痛み 15.0%以下	37.3%	×

(3) 歯と口の健康

予防歯科や定期受診の重要性、歯周病の生活習慣病との関連について周知啓発を行いました。また、歯周病検診受診率向上に向けて、対象者への通知や、対象の未受診者へ勸奨ハガキを発送し受診勧奨を行いました。歯周病検診の実施や8020運動の浸透、歯科への定期受診の必要性の啓発等により、歯及び口腔の健康への関心が高まり、歯みがきの頻度や口腔ケア意識、残存歯数の増加が見られたと考えられます。

高齢期はかかりつけの歯科医院があり、定期受診ができていますが、青壮年期は定期的な受診ができていない状況です。歯周病検診受診者についても、令和4(2022)年度の受診率は1.06%で、前年度の1.02%より増加は見られますが、受診者は少なく広く啓発をしていく必要があります。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末 目標	実績	評価
歯の健康に気をつけている人が増える	60歳以上	60.0%	68.3%	◎

(4) たばこ・アルコール

世界禁煙デーやアルコール関連問題啓発週間にチラシやポスターを配布し、啓発を行いました。喫煙は肺がんや心疾患、脳血管疾患の発症だけでなく、周囲の人にも様々な影響を及ぼすため、引き続き、喫煙による身体への影響（加熱式たばこ含む）や、受動喫煙について啓発していく必要があります。お酒を飲まない人が増えている一方、適量より多く飲む人は増加していました。多量飲酒は生活習慣病のリスクを高めるため、適切な飲酒量の啓発が引き続き必要です。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末目標	実績	評価
健康のために禁煙できる人が増える (喫煙をやめたい人がやめる)	60歳以上	(喫煙率)12.0%	12.0%	×
お酒の適量(1合未満)が分かり、 楽しくお酒を飲む人が増える	20歳以上	増加	52.2%	×

(5) 健康管理

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い感染予防に留意しながら健（検）診を実施していましたが、受診控えとなりコロナ禍以前の受診率には及ばない状態です。コロナ禍の社会活動の制限などによる生活習慣の変化は、全世代の体重増加や血糖、血圧コントロールの悪化にも影響がみられています。コロナ禍による生活習慣の乱れが、今後健（検）診データ等にどう影響していくか、推移の確認と対策が必要です。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末目標	実績	評価	
市が実施するがん検診を受ける人が増える	胃がん検診	40～69歳	30.0%	10.9%	×
	肺がん検診	40～69歳	30.0%	23.9%	×
	大腸がん検診	40～69歳	30.0%	22.8%	×
	乳がん検診	40～69歳	30.0%	18.4%	×
	子宮頸がん検診	20～69歳	30.0%	23.9%	△
特定健康診査を受ける人が増える	40～74歳	60.0%	34.9%	△	
特定保健指導を受ける人が増える	40～74歳 (動機付け)	60.0%	18.0%	×	
血糖コントロールができて いる人の割合が増える	40～74歳	99.5%	97.9%	×	
糖尿病性腎症による新規 透析導入者が減る	40～74歳	35人	13人	◎	

(6) 休養・こころの健康づくり

こころの健康づくりに関する知識の普及のため、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ市民に届く方法やテーマを検討しながら普及啓発に努めました。高齢者向けの支援先情報の周知リーフレットを作成し、市内33か所に設置するなど相談先の周知を行い、相談のあった人に対しては保健師による支援を行っています。相談や助けを求めることへのためらいを感じる人の割合は男性が高く、正しい知識や相談窓口の周知とともに、地域で身近な人のこころの変調に気づき支え手になることのできるゲートキーパーを増やすことや、関係機関との連携が必要です。

第2次健康つやま21における目標		令和4(2022)年度末 目標	実績	評価
一人で悩まず相談できる人が増える	60歳以上	75.0%	72.1%	○
自分にあった気分転換ができる人が増える	60歳以上	80.0%	77.7%	○
睡眠により休養を十分に取れている人が増える	60歳以上	80.0%	72.7%	△
身近に集える場所があり、周囲の人との交流を図ることのできる人が増える	60歳以上	増加	ふれあいサロン: 142か所 こけないからだ講座: 211か所 3,008人	×
こころの変調に気づき、支え手になることのできる人が増える	60歳以上	80.0%	66.6%	△

6 地域支援事業の推進の現状と評価

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

- めざせ元気!!こけないからだ講座

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛と再開を繰り返しながらも、5か所で新規の実施となりました。活動の継続支援として、令和5(2023)年度より各グループの訪問希望の内容を調査し、個々に合わせた訪問支援を行いました。参加者数の減少やリーダーの担い手が不足しており、解散する地域があることから、既存の講座への支援の充実が必要です。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
めざせ元気!! こけないからだ 講座	箇所数	214か所	213か所	211か所	211か所
	実人数	3,633人	3,176人	3,008人	3,008人
	延人数	69,930人	56,437人	70,623人	70,623人

- ふらっとカフェ

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛と再開を繰り返していましたが、令和3(2021)年度は交流会を開催し、活動継続に向けての働きかけを行いました。広報紙での周知の結果、問合せの件数は増加しており、2か所で新規の実施となりました。通いの場としての問い合わせは増え、事業説明や実施グループの見学同行等の支援を行っていますが、立ち上げまでにはいたっていないケースがあるため、ニーズを把握して支援方法を検討する必要があります。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ふらっとカフェ	箇所数	27か所	28か所	29か所	29か所

- 地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア個別会議の参加、通所サービス利用前のプラン作成者との同行訪問など、リハビリ専門職の視点で、その人らしい自立した日常生活を営むための助言により、自立支援型ケアマネジメントの質の向上を図りました。リハビリ専門職による訪問支援が複数あり、整理する必要があります。

		第7期計画	第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
地域ケア個別会議	回数	53回(247事例)	45回(152事例)	37回(83事例)
リハビリ専門職 同行訪問	回数	-	41回	45回

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康増進課、医療保険課、高齢介護課の3課で、令和5(2023)年度から「健康長寿はつらつ事業」として事業を開始しました。令和5(2023)年度のポピュレーションアプローチでは、南部圏域のこけないからだ講座6か所で、保健師、管理栄養士が栄養に関する健康教育・健康相談を実施しました。令和6(2024)年度以降、対象圏域を拡大し、早期に市内全域で実施するため、人員体制や健康教育の内容等を検討する必要があります。

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者が要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるように、生活上の多様な支援ニーズに答えるサービスの提供を目指して実施しています。

ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
介護予防訪問サービス (現行型訪問サービス)	事業所数 ^{a)}	24か所	25か所	25か所	25か所
	延べ利用 人員	2,107人	2,075人	2,053人	2,053人
生活支援サポーター訪問サービス (住民参加型訪問サービス)	事業所数	8か所	8か所	7か所	7か所
	延べ利用 人員	293人	260人	206人	206人
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	事業所数	直営	直営	直営	直営
	延べ利用 人員	6人	9人	4人	4人

注釈 a) 年度末現在で、市外も含め津山市が指定をしている事業所数。

イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。社会福祉法人、NPO、民間事業者等による多様なサービスの創設を目指しています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
介護予防通所サービス (現行型通所サービス)	事業所数 ^{a)}	40か所	36か所	36か所	36か所
	延べ利用 人員	874人	810人	803人	803人
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	事業所数 ^{a)}	11か所	10か所	7か所	7か所
	延べ利用 人員	372人	375人	665人	665人
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	事業所数 ^{b)}	8か所	9か所	6か所	6か所
	延べ利用 人員	621人	646人	419人	419人

注釈 a) 年度末現在で、市外も含め津山市が指定をしている事業所数。

b) 年度末現在で、委託契約事業所数。

(2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた住まいや地域で心豊かに安心して生活が続けられるまちを目指し、認知症施策を推進しています。

① 認知症についての知識・理解の向上

認知症に対する知識・理解の向上を図るため、認知症の人や家族を見守る応援者を養成する認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイト養成講座を開催しています。また、認知症月間である9月に、啓発事業を地域の事業所と協力して展開するとともに、認知症フォーラムを開催し、当事者を理解し寄り添える支援者を醸成しています。

令和元（2019）年度に、地域の飲食店等の協力のもと、住民への認知症の理解啓発と本人の社会参加を進める取組として企画・開催した「注文をまちがえるかもしれないレストラン」は、新型コロナウイルス感染症の影響で休止していましたが、令和5（2023）年度は再開しています。

事業		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	26回	27回	35回	
	受講人数 (年度別養成数)	613人	642人	719人	
認知症キャラバン・メイト養成講座	実施回数	0回	0回	1回	
	受講人数 (年度別養成数)	0人	0人	23人	
世界アルツハイマーデー 認知症フォーラム	実施回数	1回	0回	1回	
	参加人数	80人	0人	64人	
パネル展示	設置箇所数	7か所	7か所	7か所	
オレンジウオーク	実施箇所数	0か所	1か所	1か所	

② 認知症の相談・支援体制の整備

津山市地域包括支援センターに認知症相談窓口を開設し、相談支援体制を整備しています。また、令和元（2019）年度からは、若年性認知症相談日を新たに設けて支援体制を充実させています。ニーズ調査において、認知症の相談窓口の認知度は34.5%と低くなっており、必要な人へ情報が届くよう周知方法を検討し、周知に努めています。

また、平成29（2017）年度に策定した認知症ケアパスを令和元（2019）年度に内容の更新を行い、市民や関係機関等に配布を継続しています。

認知症への専門的な対応が早期に必要な人には、サポート医1名、保健・福祉専門職3名で構成する認知症初期集中支援チームにおいて、毎月チーム員会議を開催し、支援の方向や経過の確認を行っています。取組を更に推進するためには、職員の資質向上及び相談と支援の連携を深めて、認知症の初期段階の支援をより充実させていく必要があります。

また、令和3（2021）年、4（2022）年度にはチームオレンジの構築に向けて、小規模多機能型居宅介護事業所を中心に情報交換会等を開催するなど、働きかけましたが、構築までには至りませんでした。今後は、社会資源の活用等地域を巻き込みながら、より良い方向性を目指して検討していく必要があります。

		第7期計画	第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
認知症初期集中支援チーム	新規支援ケース数	26人	17人	14人

③ 見守りシステムの構築

地域の企業や事業者と「津山市見守り協定(つやま見守ろうねット)」を結び、業務の中で地域の高齢者等を見守り、異常の早期発見につなげています。協定事業者の連絡会を定期的に行い、ネットワークの強化を図りました。

また、認知症等で道に迷う恐れのある高齢者を支援することを目的に「認知症高齢者等SOSメール事業」を実施しています。令和4(2022)年度には、実際に行方不明になった人についてのメールを配信した事例が2件発生しており、内1件はメールを見た協力者が本人を発見し保護することができました。

さらに、認知症に関する正しい理解の啓発、地域ぐるみの対応力向上を図るため、模擬訓練を開催し、地域ぐるみの支援体制の構築を図っています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
つやま見守ろうねット	協定事業者数	67事業所	68事業所	68事業所	
認知症高齢者等SOSメール事業	事前登録者数	32人	47人	56人	
	協力者数	4,886人	5,718人	6,254人	
認知症あったか声かけ模擬訓練	開催回数	0回	1回	6回	

④ 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族をはじめ認知症に関心のある人が集まり、情報交換や交流をする場である「認知症カフェ」の活動を支援し、集いの場所の設定を進めています。令和4(2022)年度末時点で6か所の認知症カフェが活動していますが、利用したくても移動手段がなく利用できない認知症の人もあり、課題となっているため、今後も認知症の人の状況把握や地域のニーズを確認しながら、新規立ち上げや活動の支援を行っていきます。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
認知症カフェ	設置数	5か所	5か所	6か所	

(3) 包括的支援事業

- 総合相談支援業務

支援を必要とする高齢者及び家族等に対して、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス、支援機関又は制度の利用につなげています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
総合相談	件数	8,380件	9,150件	7,824件	
内訳	来所	837件	956件	822件	
	電話	4,494件	5,170件	4,275件	
	訪問	2,722件	2,741件	2,434件	
	その他	327件	283件	293件	

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員同士のネットワークづくりと地域包括支援センターとの効果的な協働体制づくりのため情報交換会を開催しました。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
情報交換会	実施回数	2回	1回	3回	
	参加者数	100人	59人	173人	

(4) 任意事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、津山市の特性に応じた任意事業として次の事業を推進しています。

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者数	12人	23人	24人
	配食数	1,965食	1,762食	2,368食
家族介護教室	開催回数	2回	4回	4回
	受講人数	48人	67人	66人
家族介護慰労金 支給事業	支給件数	1件	1件	1件
成年後見制度 利用支援事業	対象者数	27人	29人	41人

7 高齢者福祉サービスの現状と評価

(1) 高齢者の日常生活支援

- 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイサービス)

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る事業です。多様化する高齢者の生活様式や高齢者を取り巻く環境の変化から、今後は需要の増加が見込まれます。

- 緊急通報装置の貸与

在宅の高齢者で、緊急時の連絡が不安な人に対して、緊急通報装置を貸与し、在宅での生活を支援しています。ひとり暮らし高齢者が増加しているため、継続的に支援していく必要があります。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
緊急通報装置の貸与	新規設置数	9台	5台	8台	
	合計設置数	489台	476台	349台	

- 住宅改修・改造

身体機能が低下してからも住み慣れた地域で暮らすために小規模な住宅改修を実施した場合、介護保険制度の住宅改修費のサービスが活用できます。住民税非課税者に対しては、介護保険制度の住宅改修費の限度額を超える部分について、上乘せサービスとして一部助成を行いました。助成の実施にあたっては、事前に利用者や家族、ケアマネジャー等と打合せをし、身体状況に合わせた改修となるよう適切な助言・指導を行い、効果的な事業実施となるよう努めました。助成後の効果検証、介護保険事業者連絡協議会等を通じてのケアマネジャー等への制度の周知についても、今後取り組んでいく必要があります。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
住宅改修・改造	要介護3～5	0件	1件	1件	
	要介護1～2及び要支援	3件	4件	5件	
	合計	3件	5件	6件	

- ふれあい収集

高齢や身体障害などの理由から、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難であり、かつ事業対象となる人の戸別収集を行っています。制度利用者は増加傾向にあり、今後もこの傾向は持続するものと見込まれます。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
ふれあい収集	利用者数	4名	7名	16名	

- 敬老事業

満100歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表するとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈しました。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
敬老事業	100歳訪問者数	46名	37名	46名	

- 介護用品支給事業

要介護度3～5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給しています。介護者である家族の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図ることで、高齢者の在宅生活の継続につなげています。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
介護用品支給事業	登録者数	187名	176名	170名	

- 家族介護者交流事業

津山市社会福祉協議会に委託し、「津山市介護者の会」、「津山市認知症の人と家族の会」などの家族介護者団体と連携しながら、家族介護者の交流を実施しました。家族介護者団体の役員の減少及び高齢化が進んでいるため、事業の周知を行い、在宅生活を支える家族介護者の精神的負担軽減を図る必要があります。

(2) 高齢者の権利擁護

- 高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行っています。高齢者虐待についての事実を確認した結果、虐待の判断には至らない事例もありましたが、認知症等を含め何らかの個別支援が継続的に必要な場合が多く、状況に応じて対応しています。高齢者虐待の発生件数、認定件数共に増加傾向にあり、地域包括支援センターを含めた関係機関との連携が今後も重要となります。

地域包括支援センター 相談対応件数		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
高齢者虐待 相談対応件数	新規対応件数	49件	52件	77件	
	継続対応件数	1,521件	1,496件	1,722件	
内訳(重複あり)	身体的	519件	539件	498件	
	経済的	84件	120件	151件	
	心理的	432件	656件	582件	
	介護放棄・ 放任	92件	181件	130件	
	性的	0件	0件	0件	
	要介護施設 従事者等	1件	0件	18件	

高齢者虐待認定件数		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
養護者等による虐待		34件	38件	55件	
施設従事者等による虐待		0件	2件	4件	
合 計		34件	40件	59件	

(3) 福祉施設等の活用

- 養護老人ホーム

概ね65歳以上で、環境及び経済的な理由から、自宅での生活が困難な高齢者に対し、入所、養護を行う施設です。

		第7期計画		第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和4(2022)年度
養護老人ホーム	入所数	137人	144人	139人	

※(各年4月1日現在)

- 高齢者生活福祉センター

久米高齢者生活福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能しています。

区 分		第7期計画	第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
高齢者生活福祉センター	利用者数	16人	12人	14人
	延べ利用者数	1,139人	739人	1,111人

- 福祉関係温泉施設

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」は、市民の健康の増進と、交流及び介護予防を目的に設置しています。新型コロナウイルス感染症の影響から、利用者数は減少していることから、高齢者をはじめとした地域住民等への幅広い周知が必要となっています。

区 分		第7期計画	第8期計画	
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
福祉関係温泉施設	利用者数	47,975人	28,087人	38,244人
	利用料収入	14,259,637円	9,545,146円	12,021,967円

8 介護保険サービスの現状と評価

(1) 人口・高齢化率等

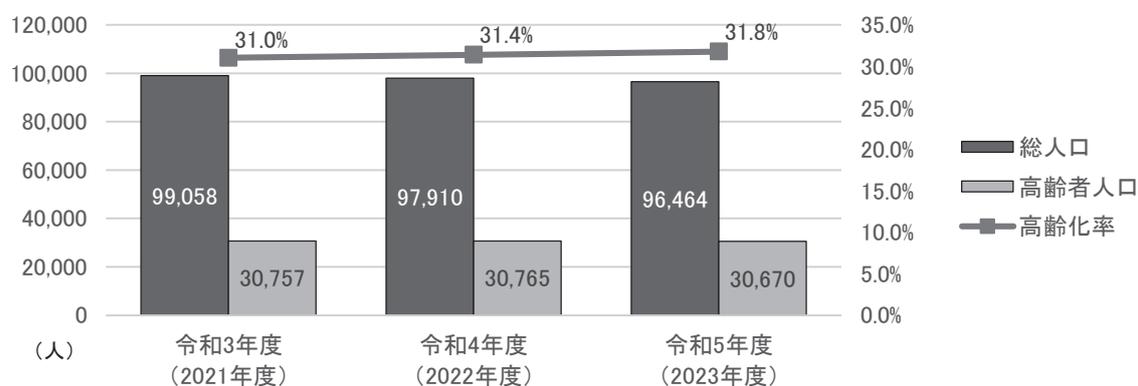
本市の総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年10月1日現在は96,464人となっています。一方で、高齢者人口は、後期高齢者が増加しています。また、市全体及び全ての圏域においての高齢化率も上昇しており、最も高い加茂・阿波圏域では46.7%となっています。

【本市の人口・高齢化率等の推移】

区分		第8期計画		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
総人口	実績(人)	99,058	97,910	96,464
高齢者人口	実績(人)	30,757	30,765	30,670
	前期高齢者 実績(人)	14,829	14,383	13,771
	後期高齢者 実績(人)	15,928	16,382	16,899
高齢化率	実績(%)	31.0%	31.4%	31.8%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

【総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】



【日常生活圏域ごとの高齢化率の推移】

区分	第8期計画		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
東部圏域	26.6%	27.1%	27.5%
西部圏域	30.4%	30.8%	31.4%
南部圏域	35.9%	36.3%	36.4%
北部圏域	24.5%	24.9%	25.4%
中央部圏域	32.7%	32.7%	33.0%
加茂・阿波圏域	45.1%	46.3%	46.7%
勝北圏域	38.2%	38.7%	39.3%
久米圏域	41.3%	41.9%	42.2%
津山市全域	31.0%	31.4%	31.8%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 要介護認定者数及び認定率の状況

要介護認定者数は、近年はやや減少傾向にあり、令和5（2023）年8月末で6,080人となっています。要介護度別にみると、令和5（2023）年度は令和3（2021）年度より要介護3が特に減少しています。

認定率は、19%台で横ばいとなっています。

【要介護度別認定者数】

区 分			第8期計画		
			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
要支援	要支援1	実績(人)	805	771	780
		推計(人)	780	781	787
		実績/推計	103.2%	98.7%	99.1%
	要支援2	実績(人)	749	707	719
		推計(人)	767	773	776
		実績/推計	97.7%	91.5%	92.7%
	計	実績(人)	1,554	1,478	1,499
		推計(人)	1,547	1,554	1,563
		実績/推計	100.5%	95.1%	95.9%
要介護	要介護1	実績(人)	1,449	1,433	1,421
		推計(人)	1,418	1,428	1,441
		実績/推計	102.2%	100.4%	98.6%
	要介護2	実績(人)	952	921	978
		推計(人)	1,001	1,021	1,033
		実績/推計	95.1%	90.2%	94.7%
	要介護3	実績(人)	764	767	705
		推計(人)	807	821	829
		実績/推計	94.7%	93.4%	85.0%
	要介護4	実績(人)	797	838	837
		推計(人)	762	762	768
		実績/推計	104.6%	110.0%	109.0%
	要介護5	実績(人)	663	624	640
		推計(人)	737	752	760
		実績/推計	90.0%	83.0%	84.2%
	計	実績(人)	4,625	4,583	4,581
		推計(人)	4,725	4,784	4,831
		実績/推計	97.9%	95.8%	94.8%
合計	実績(人)	6,179	6,061	6,080	
	推計(人)	6,272	6,338	6,394	
	実績/推計	98.5%	95.6%	95.1%	

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在、令和5(2023)年のみ8月末現在）

※認定者数は、第2号被保険者も含む

【認定率の実績と推計】

区 分		第8期計画		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
認定率 (第1号被保険者)	実績	19.8%	19.4%	19.5%
	推計	20.2%	20.4%	20.6%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)及び介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

※令和5(2023)年のみ8月末現在

(3) 介護サービス給付費の状況

介護予防サービス等及び介護サービス等の給付費の状況は、次のとおりです。

① 介護予防サービス等

ア 介護予防サービス

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防訪問入浴介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
介護予防訪問看護	実績	5,598	7,254	11,065
	推計	3,291	3,293	3,293
	実績/推計	170.1%	220.3%	336.0%
介護予防訪問リハビリテーション	実績	310	284	0
	推計	589	1,178	1,178
	実績/推計	52.6%	24.1%	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	実績	1,111	1,293	1,630
	推計	1,002	1,081	1,081
	実績/推計	110.9%	119.6%	150.8%
介護予防通所リハビリテーション	実績	101,275	92,515	92,065
	推計	106,052	107,426	107,901
	実績/推計	95.5%	86.1%	85.3%
介護予防短期入所生活介護	実績	2,500	2,496	7,108
	推計	1,957	1,958	1,958
	実績/推計	127.8%	127.5%	363.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	実績	155	113	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
介護予防短期入所療養介護(病院等)	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
介護予防特定施設入居者生活介護	実績	33,095	28,064	34,802
	推計	37,218	37,719	37,719
	実績／推計	88.9%	74.4%	92.3%
介護予防福祉用具貸与	実績	29,603	30,929	31,548
	推計	31,660	31,716	31,876
	実績／推計	93.5%	97.5%	99.0%
特定介護予防福祉用具購入費	実績	4,191	4,034	5,044
	推計	3,818	4,087	4,087
	実績／推計	109.8%	98.7%	123.4%

イ 地域密着型介護予防サービス

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防認知症対応型通所介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
介護予防小規模多機能型居宅介護	実績	14,192	17,907	14,261
	推計	18,885	18,321	18,321
	実績／推計	75.1%	97.7%	77.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	実績	5,339	5,318	2,930
	推計	8,642	8,647	8,647
	実績／推計	61.8%	61.5%	33.9%

ウ 介護予防住宅改修

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防住宅改修費	実績	15,386	15,138	14,385
	推計	18,536	17,616	17,616
	実績／推計	83.0%	85.9%	81.7%

工 介護予防支援

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防支援	実績	35,534	35,450	35,351
	推計	35,844	36,018	35,751
	実績／推計	99.1%	98.4%	98.9%

【介護予防サービス等給付費の合計】

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
合計(ア～エ)	実績	248,288	240,795	250,190
	推計	267,494	269,060	269,428
	実績／推計	92.8%	89.5%	92.9%

② 介護サービス等

ア 居宅サービス

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
訪問介護	実績	622,181	601,529	637,696
	推計	610,917	631,216	640,473
	実績／推計	101.8%	95.3%	99.6%
訪問入浴介護	実績	12,708	11,631	11,941
	推計	20,095	20,425	20,425
	実績／推計	63.2%	56.9%	58.5%
訪問看護	実績	157,331	159,307	168,236
	推計	153,199	160,433	163,207
	実績／推計	102.7%	99.3%	103.1%
訪問リハビリテーション	実績	10,119	10,892	13,298
	推計	12,069	12,359	12,666
	実績／推計	83.8%	88.1%	105.0%
居宅療養管理指導	実績	27,361	28,157	33,733
	推計	27,538	28,713	29,261
	実績／推計	99.4%	98.1%	115.3%

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
通所介護	実績	721,531	663,501	666,720
	推計	756,694	796,013	819,986
	実績／推計	95.4%	83.4%	81.3%
通所リハビリテーション	実績	457,296	450,255	446,018
	推計	463,222	487,363	495,474
	実績／推計	98.7%	92.4%	90.0%
短期入所生活介護	実績	219,354	207,729	180,608
	推計	220,352	225,142	228,560
	実績／推計	99.5%	92.3%	79.0%
短期入所療養介護(老健)	実績	47,036	46,684	38,722
	推計	69,933	72,975	75,180
	実績／推計	67.3%	64.0%	51.5%
短期入所療養介護(病院等)	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
短期入所療養介護(介護医療院)	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績／推計			
特定施設入居者生活介護	実績	630,118	657,519	675,079
	推計	637,231	649,056	655,012
	実績／推計	98.9%	101.3%	103.1%
福祉用具貸与	実績	207,162	212,800	218,428
	推計	209,647	223,240	228,208
	実績／推計	98.8%	95.3%	95.7%
特定福祉用具購入費	実績	9,133	10,641	13,792
	推計	8,923	9,637	9,637
	実績／推計	102.4%	110.4%	143.1%

イ 地域密着型サービス

(単位:千円)

区分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実績	82	801	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
夜間対応型訪問介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
認知症対応型通所介護	実績	63,323	45,026	49,207
	推計	66,089	66,897	68,031
	実績/推計	95.8%	67.3%	72.3%
小規模多機能型居宅介護	実績	232,741	247,542	270,959
	推計	185,232	193,655	196,757
	実績/推計	125.6%	127.8%	137.7%
認知症対応型共同生活介護	実績	943,753	943,545	962,502
	推計	967,417	967,954	967,954
	実績/推計	97.6%	97.5%	99.4%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	実績	229,246	239,277	246,307
	推計	249,385	253,944	255,853
	実績/推計	91.9%	94.2%	96.3%
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
看護小規模多機能型居宅介護	実績	0	0	0
	推計	0	0	0
	実績/推計			
地域密着型通所介護	実績	321,263	341,910	334,745
	推計	327,874	338,901	343,768
	実績/推計	98.0%	100.9%	97.4%

ウ 住宅改修

(単位:千円)

区分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
住宅改修費	実績	19,564	21,985	20,543
	推計	17,509	18,269	18,269
	実績/推計	111.7%	120.3%	112.5%

工 居宅介護支援

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
居宅介護支援	実績	374,300	368,979	366,986
	推計	378,651	394,838	398,494
	実績／推計	98.9%	93.5%	92.1%

オ 介護保険施設サービス

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護老人福祉施設	実績	2,264,683	2,227,334	2,174,209
	推計	2,355,562	2,404,607	2,455,592
	実績／推計	96.1%	92.6%	88.5%
介護老人保健施設	実績	1,208,266	1,196,828	1,146,342
	推計	1,293,606	1,339,592	1,374,355
	実績／推計	93.4%	89.3%	83.4%
介護療養型医療施設	実績	302	0	0
	推計	4,914	4,917	4,917
	実績／推計	6.1%	0.0%	0.0%
介護医療院	実績	148,217	146,994	168,180
	推計	151,145	151,229	151,229
	実績／推計	98.1%	97.2%	111.2%

【居宅サービス・施設サービス等給付費の合計】

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
合計(ア～オ)	実績	8,927,070	8,840,867	8,844,251
	推計	9,187,204	9,451,375	9,613,308
	実績／推計	97.2%	93.5%	92.0%

③ その他費用

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
特定入所者介護サービス費	実績	287,219	239,761	229,760
	推計	284,140	257,227	260,413
	実績／推計	101.1%	93.2%	88.2%
高額介護サービス費	実績	214,103	209,370	214,471
	推計	205,007	206,111	208,954
	実績／推計	104.4%	101.6%	102.6%
高額医療合算介護サービス費	実績	37,950	36,704	35,341
	推計	36,606	37,200	37,713
	実績／推計	103.7%	98.7%	93.7%
審査支払手数料	実績	9,195	7,825	9,092
	推計	8,404	8,540	8,658
	実績／推計	109.4%	91.6%	105.0%
合計	実績	548,467	493,660	488,664
	推計	534,157	509,078	515,738
	実績／推計	102.7%	97.0%	94.8%

④ 地域支援事業

(単位:千円)

区 分		第8期計画		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防・日常生活支援総合事業費	実績	104,485	100,174	123,423
	推計	137,284	140,388	143,483
	実績／推計	76.1%	71.4%	86.0%
包括的支援事業・任意事業費	実績	172,032	182,056	219,528
	推計	127,051	127,075	127,104
	実績／推計	135.4%	143.3%	172.7%
合計	実績	276,517	282,230	342,951
	推計	264,335	267,463	270,587
	実績／推計	104.6%	105.5%	126.7%

(4) 介護保険サービス事業者の状況

令和5（2023）年4月1日現在の事業者数及び施設数を記載しています。

- 居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

区 分	事業者数
居宅介護支援事業者	30事業所

- 介護予防支援事業者

要支援1・2の認定となった人に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の紹介や連絡調整を行う事業者

区 分	設置箇所
津山市地域包括支援センター	1か所
津山市地域包括支援センターサブセンター	8か所

- 在宅サービス

区 分	事業者数
訪問介護	27事業所
訪問入浴介護	2事業所
訪問看護	88事業所
訪問リハビリテーション	72事業所
通所介護(デイサービス)	18事業所
通所リハビリテーション(デイケア)	151事業所
短期入所生活介護(ショートステイ)	11施設
短期入所療養介護(ショートステイ)	15施設
特定施設入居者生活介護	10施設
認知症対応型共同生活介護	20事業所
地域密着型通所介護	20事業所
認知症対応型通所介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	6施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	4施設
福祉用具の貸与・購入	9社

- 施設サービス

区 分	事業者数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9施設
介護老人保健施設(老人保健施設)	6施設
介護医療院	1施設

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

～地域共生社会を目指して～

「第3次津山市地域福祉計画」の基本理念である、「だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を第9期の基本理念とします。

令和2（2020）年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。国の基本指針においては、今後高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本市においては、これまで高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、津山市版の地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築してきました。

本計画においても、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの更なる充実に取り組みます。

第9期計画の基本理念と共生社会の理念に基づき、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、すべての住民が生きがいや役割を持ち、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会を目指します。

2 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者のそれぞれの能力や状態に応じ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に推進します。

また、安心して在宅生活を継続することや在宅での看取りを支援するため、医療と介護の連携を更に強化し、切れ目のない医療と介護を提供できる体制づくりを推進します。

基本目標2 介護予防・健康づくりの推進

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実を図ります。また、高齢になってもはつらつと暮らせるよう、健康診査の受診や生活習慣の改善支援を行うなど、壮年期や青年期など若い世代からの健康づくりを推進します。さらに、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるように支援するとともに、高齢者本人の心身機能の向上を図るための介護予防事業の充実を図ります。

基本目標 3 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持ち、安心して暮らし続けることができるよう、これまで取り組んできた地域における生活支援体制整備の更なる充実を図るとともに、安全で生活しやすい地域の住まい方なども含めた環境づくりを推進します。

また、高齢者の尊厳を守るため、高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実や成年後見制度などの利用促進を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

さらに、認知症施策については、認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても住み慣れた住まいや地域で、心豊かに安心して生活することができるよう、認知症に関する地域の理解を深めるとともに、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進します。

基本目標 4 介護保険サービスの充実

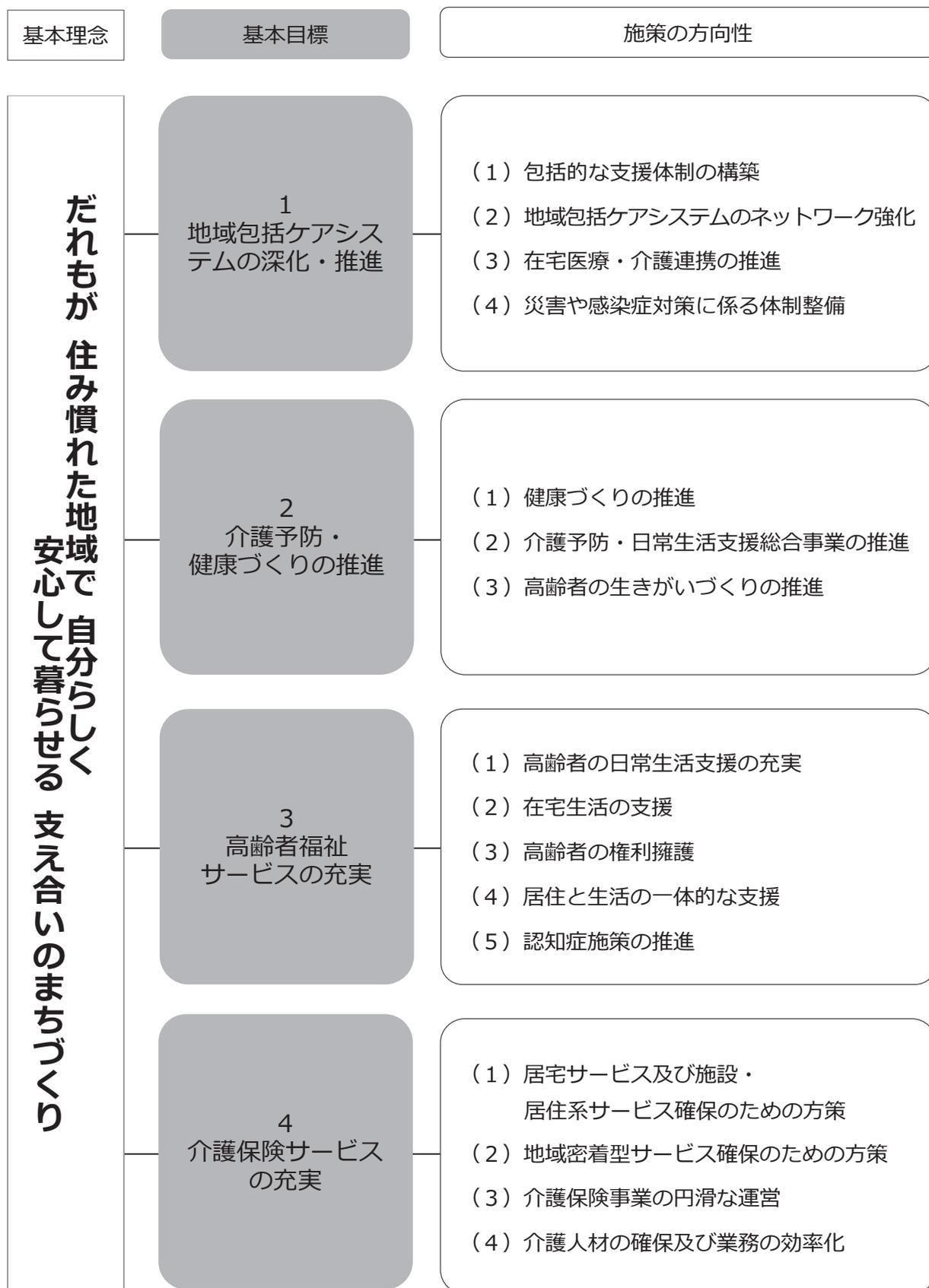
本市における介護保険サービスを、持続可能かつ良質なものとして維持するためには、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築が重要です。

これらを進めるにあたっては、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護保険制度の持続可能性を確保します。

地域包括ケアシステムを支える人材の確保については、サービスごと職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護人材の確保及び定着支援を推進します。

さらに、ICT等の導入により、介護現場の革新・負担軽減を図ります。

3 施策体系



第4章 計画の取組

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢化が一層進む中で、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題等、地域生活についての課題は複雑化、複合化してきています。

こうした様々なケースに対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を推進します。

(1) 包括的な支援体制の構築

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、生活困窮等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。

複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。

① 相談支援体制の充実

8050問題、虐待、認知介護、老老介護、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、複雑化・複合化する生活課題等について、介護、障害、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性に関わらず受け止める包括的相談支援体制を整備するとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、包括的相談支援体制の充実を図ります。

事業	取組の方向性
重層的支援体制整備事業の検討	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の介護保険制度の枠を超えた、多機関協働による支援、継続的支援を一体的に実施する「重層的相談支援体制整備事業」の実施に向けて調査・検討を行います。
ヤングケアラーへの支援	実態調査に基づき、ヤングケアラーを早期発見し関係機関につなげるよう、ケアマネジャー等に情報提供や研修を行い周知します。 また、介護が必要な高齢者が適切なサービスを受けられるよう、施設や介護サービスに関する情報を周知することで、若年層の負担軽減を図ります。

② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられることができるよう、地域住民や多様な主体が「我が事・丸ごと」の意識をもち、支援が必要な人を支えることができる仕組みづくりを推進します。

事業	取組の方向性
地域との連携	<p>高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすため、地域包括支援センターを中心とした制度横断的なネットワーク、また、小地域ケア会議により、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。</p>
住民への啓発	<p>多様化、複雑化する高齢者のニーズに対応するためには、地域特性に応じた取組や仕組みの構築が必要です。小地域ケア会議等を通じて、学習会や講演会、町内会行事等の開催により住民の気づきや学び、理解を促進し福祉意識の高揚を図ります。</p>
地域の交流の場の確保	<p>地域支援の環境づくりや高齢者等の地域交流を進めるためには、高齢者が集える場所が必要です。市内にふれあいサロンを設置し、高齢者相互のふれあいと多世代交流を図っていますが、地域高齢者をはじめとした地域住民が交流を深め、趣味や社会活動の拠点として同施設の利用が促進されるよう、取り組みます。</p> <p>また、住民同士のふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる地域の交流の場の設置推進を地域住民とともに考えていきます。</p>
人材の育成・確保	<p>社会福祉協議会等と協力し、ボランティア団体の紹介、調整とともに助成金等の情報提供等の支援を行います。また、小地域ケア会議を通じて「生活支援ボランティア」や「見守りボランティア」を必要とする地域に、協議・検討、学びの機会を提供し、地域住民の活動意欲の醸成に努めます。ホームページや、各種団体の広報誌等、ボランティア団体とのネットワーク等を活用して、活動の紹介やメンバー募集の支援に取り組みます。</p>
高齢者の見守り体制の構築	<p>「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」の活動強化に向けた支援に加えて、民生委員と地域包括支援センター等が連携しての見守り活動、「こけないからだ講座」及び「ふらっとカフェ」等の活動の推進による居場所を通じての相互見守り体制の強化を図ります。</p> <p>また、日頃から住民と接する機会の多い企業や事業者が業務の中で地域の高齢者を見守る「つやま見守り協定」の輪を広げます。</p>

(2) 地域包括ケアシステムのネットワーク強化

個人や地域が抱える課題の解決に向けて、包括的継続的な支援を行うため、地域包括支援センターを中核として、関係機関が連携する制度横断的なネットワークを強化し、津山版地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化のために、市及び地域包括支援センターで連絡会をもち、事業実施状況の評価を行うとともに、適切な人員の確保を図るなど連携して機能強化を図ります。

② 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議は、津山版地域包括ケアシステムの実現のため、「小地域ケア会議」と「地域ケア個別会議」の連携、連動の要として取り組んでいくとともに、より効果的に機能させていくために充実させていくことが必要です。

地域で暮らす高齢者は、本人の健康状態の他、家族関係や経済状況等、生活上の様々な問題が混在しており、幅広い視点からの問題解決に向けた支援が必要となっています。そのために、関係機関及び専門職との連携を強化するとともに、地域の抱える課題や個別ケースの課題解決に対応するための体制づくりを推進します。

事業	取組の方向性
小地域ケア会議の実施	地域住民が主体となり、地域の課題を検討し、専門職、行政等とともに課題解決につなげます。市内全域(連合町内会 44 支部)での開催を目指します。 小地域ケア会議と地域包括ケア会議との連携を強化するとともに、地域ケア個別会議や、その他関連する会議等の連動を可能とするため、地域包括ケア会議を担当する地域包括支援センターのみならず、各会議に関連する地域包括支援センターや行政職員等と、チームによる会議で運営方法の実践を行います。
地域ケア個別会議の実施	地域において、その人らしい自立した日常生活を営むために必要な支援に関するプラン内容を、関係機関及び専門職とともに検討し、支援者と共有します。多職種による専門的視点を交えて、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別課題の分析等を積み重ね、地域課題を発見します。

③ 包括的支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきとその人らしい生活を継続することができるよう、地域における医療、介護、保健、福祉に関するサービスや相談等が包括的に提供するため、地域のネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメントの実施等、体制の充実を図ります。

事業	取組の方向性
総合相談支援事業	<p>相談窓口の周知を図り、来所を必要としない電話相談等の手段の周知を行います。</p> <p>多様で、複雑な相談が年々増加している中で、職員の対応力の向上や強化が必要です。また、総合相談支援業務からみえてきた個別の課題について、対応するだけでなく、地域のネットワークを使った解決や地域づくり、社会資源の開発につなげるという視点を持って支援する必要があります。</p>
権利擁護業務	<p>関係機関等と連携を図り、高齢者等からの権利擁護に関する相談に対応するとともに、権利擁護の制度に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。</p> <p>※3 高齢者福祉サービスの充実 (3) 高齢者の権利擁護 の項目に取組を記載しています。</p>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>ケアマネジャー同士の情報交換や、関係機関の会議出席など、関係者・関係機関との連携を密にしていくとともに、職員の資質向上を図って、よりよい支援体制の構築を図ります。</p>
地域包括支援センターの運営管理	<p>津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況を毎年度確認し、適正な運営と支援体制の見直し、充実を図ります。</p>

④ 地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実

地域包括支援センター及びサブセンターを中心として、地域における身近な総合相談窓口として、電話や来所による相談受付、必要に応じた家庭訪問等を行い、介護保険制度、介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉の総合的な相談を受け、関係機関と連絡調整を行います。

さらに、近年では、8050問題をはじめ複合的な課題を抱える世帯の増加により、地域からの相談が多様化、複雑化、複合化していることから、特に相談の入口を担当するサブセンターの体制強化が求められています。サブセンター各拠点の職員体制の充実を図り、他機関・団体・職種との連携による包括的相談支援体制の構築を進めます。

⑤ 広報・情報提供の充実

「広報津山」や「市ホームページ」等の媒体を用いた情報提供や出前講座や小地域ケア会議などを活用し、積極的に情報発信に努めるとともに、高齢者に身近な地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通じてきめ細やかな情報提供を行います。

また、行政サービスの各窓口において、わかりやすい案内や説明、掲示物の工夫、老眼鏡の設置等、高齢者が利用しやすい体制を整えます。

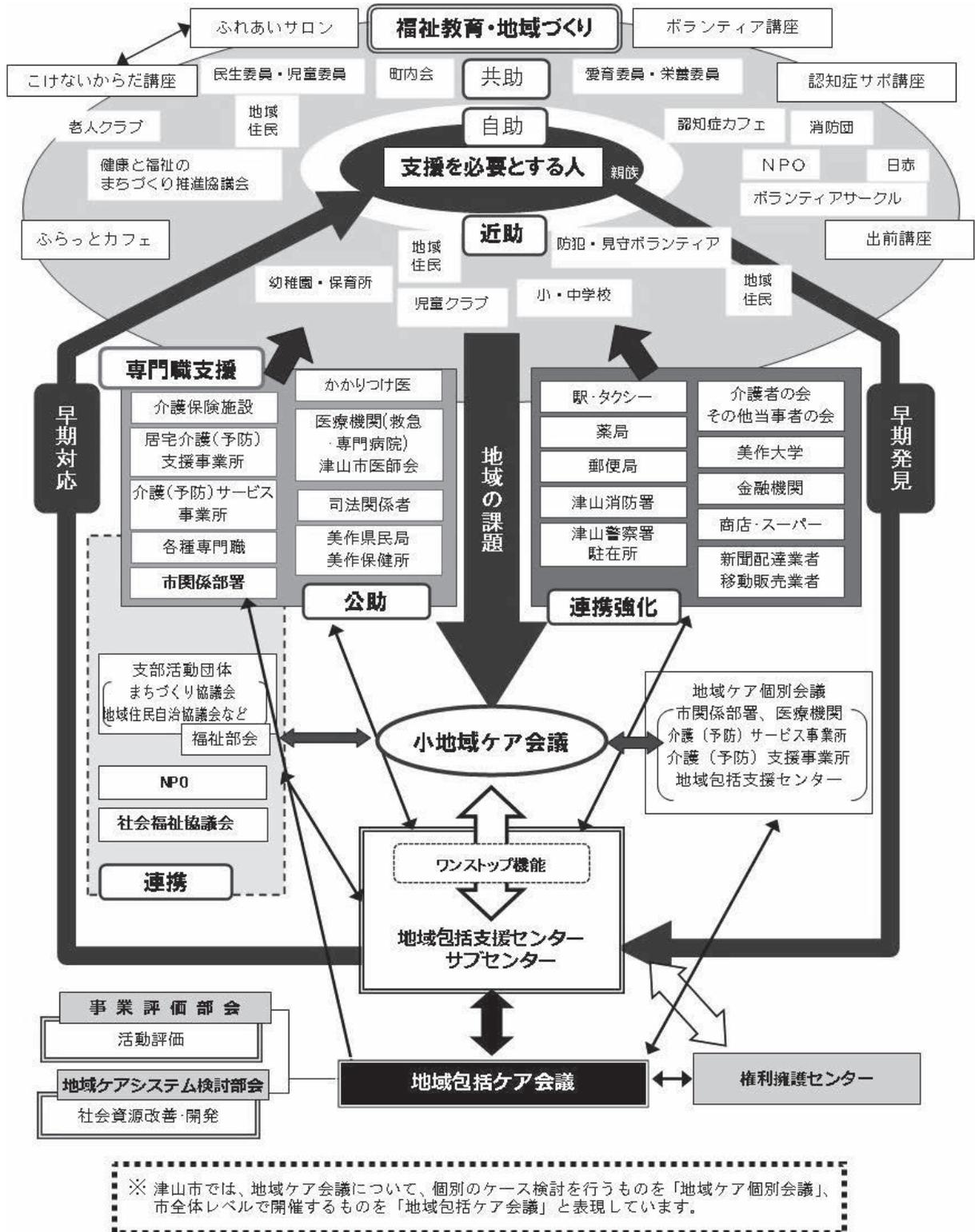
加えて、介護保険サービスの説明パンフレットを毎年度更新し、見やすさ、わかりやすさに一層配慮した最新の情報を提供します。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える人材確保

地域包括ケアシステムを支える人の確保や育成に引き続き取り組むとともに、本市全体での人材確保の取組を様々な形で支援し、持続可能な地域包括ケアシステムにつなげます。

事業	取組の方向性
人材確保への支援	<p>岡山県福祉・介護人材確保推進協議会やハローワーク等と連携し、情報収集・発信を行うとともに、県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進めます。</p> <p>また、住民主体の取組への積極的な支援を行い、地域における担い手の確保と課題解決能力の向上を図るとともに、関係団体と連携しながら人材確保に努めます。</p>

【津山版地域包括ケアシステム イメージ図】

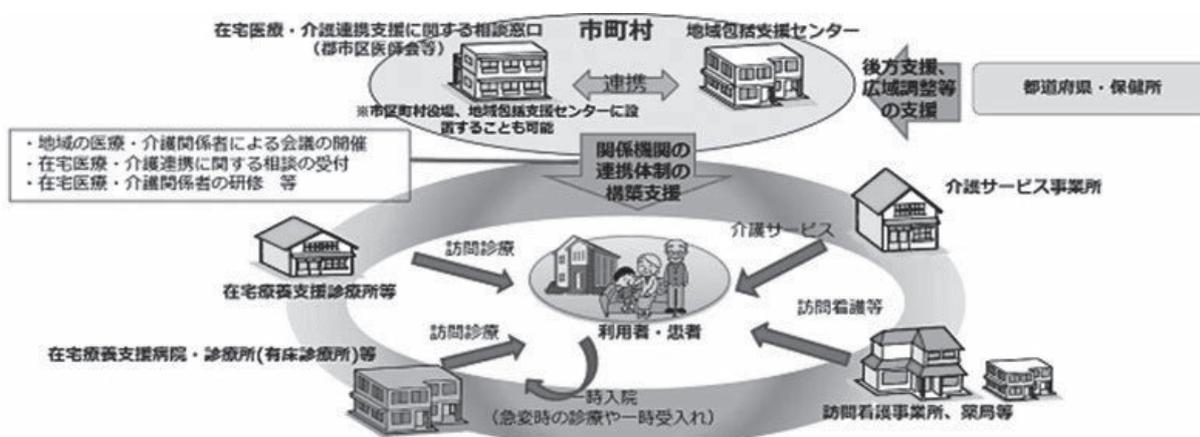


(3) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域でその人らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護体制の構築を目指して、「津山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に様々な取組を推進してきました。

地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有した上で、在宅医療・介護連携の更なる体制強化を進めるとともに、在宅での看取りの支援やACPの普及など、住民の理解を促進するための取組を推進します。

【在宅医療・介護連携のイメージ図】



① 在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者と連携を図り、切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供される体制を更に強化します。

事業	取組の方向性
地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の情報を把握分析し、更に必要とされる情報の整理に努めるとともに、社会資源の活用促進に向けた情報発信のあり方を整理していきます。
在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出及び対応策等の検討を行っていきます。
医療・介護関係者の情報共有の支援	津山市入退院支援ルールが、医療・介護関係者間で入院・転院・退院時における情報共有ツールとして機能しているかを検証し、継続的に見直しの必要性を検討するよう努めます。
相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談を受け、関係機関につなげるとともに、支援が必要なケースは、関係機関と情報共有しながら、効果的な支援が行えるよう、多職種との連携体制の構築に努めます。

事業	取組の方向性
在宅医療支援	<p>住み慣れた地域でその人がその人らしい生活ができ、最期を迎えることができるための在宅医療・介護連携の構築に向けて、在宅診療・往診等の現状、在宅支援者の現状について実態を調査しています。</p> <p>医療スタッフ等の今後の推移状況から医療体制への影響を検証し、整理した結果を踏まえて連携体制の構築に向けた事業が推進できるよう努めます。</p>
かかりつけ医の普及	<p>かかりつけ医は、診療の他に地域住民との信頼関係を構築し、保健・介護・福祉関係者との連携を行うことで地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進することが求められています。</p> <p>身近な相談者を持つことを推進するため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の啓発用パンフレットを作成し、多くの市民に周知、普及啓発していく方法を検討していきます。</p>

② 医療・介護関係者のネットワークづくり

医療・介護関係者に加えて、地域を含めた多職種連携を図るため、関係者間でつながり、互いの役割を共有し、スムーズな連携によるよりよい支援を行うための研修会を実施します。

事業	取組の方向性
研修会の開催	<p>医療・介護関係者資質向上研修会や多職種連携研修会を開催し、関係者の顔のわかる関係を深める取組を引き続き行います。今までの研修会の内容と参加者の状況を整理した上で、オンライン研修会の効果的な活用も検討していきます。</p>

③ 地域住民への普及啓発

人生の最終段階における自分らしい生活のあり方を選択し、自身が望む生活を継続するためのサービスを選択できるよう、医療や介護に関する情報提供の充実を図ります。

事業	取組の方向性
市民フォーラム	<p>在宅医療やACPなど、必要に応じたテーマを設定して、引き続き普及啓発に努めます。</p>
出前講座(健康教育)	<p>出前講座等で地域へ出向いての普及啓発に引き続き取り組んでいきます。</p>

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

① 火災の予防対策

火災予防運動や、市広報紙などを活用した防火意識の普及に取り組みます。

② 災害時の支援体制の整備

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に関する情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を災害発生時に効果的に利用し、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努めます。

また、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別計画の整備に努めるとともに、災害発生後の安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

これらの取組を進めるために、民生委員、町内会による自主防災・防犯組織、消防団等の関係機関や介護老人福祉施設等福祉避難所として協定を締結している施設との連携の強化にも努めます。

介護事業所に対しては、令和6（2024）年度から義務化される業務継続計画を運営指導等の機会を通じて定期的に確認します。避難訓練の実施状況や業務継続計画の訓練状況を確認するとともに、災害対策に関する情報の提供に努めます。

③ 感染症対策と支援体制の整備

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携し、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報や避難行動要支援者台帳を活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討します。

また、感染症がまん延した際には、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届く体制を整備します。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者の生活に深刻な影響を与えているため、各種実施事業において、予防対策に配慮しつつ、高齢者の生活と身体を守るための支援を重点的に行います。

介護事業所に対しては、令和6（2024）年度から義務化される感染症の指針や業務継続計画を運営指導等の機会を通じて定期的に確認します。当該指針や業務継続計画に基づく訓練の実施状況を確認するとともに、職員への感染症に対する研修の充実を促します。

2 介護予防・健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

高齢者が要支援状態や要介護状態になることを予防し、生活の質を向上することができるよう、生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

① 栄養・食生活・食育推進

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事の摂取は、低栄養やフレイルの予防・改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防に有効であるため、健康教育等で普及啓発に努めます。

生活状況や健康状態による個別性の高い栄養の問題については、地域ケア個別会議等での検討及び支援体制の整備に努めます。

令和10(2028)年度末目標値	
主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数(朝・昼・夕の合計)	14回/週
フレイルの言葉も意味も知っている人の割合	30%

② 身体活動・運動

運動習慣の定着化と地域交流を目的とした、こけないからだ講座等への積極的な参加を呼びかけるとともに、健康や運動に関する情報を発信し、高齢者のフレイル対策を推進します。

令和10(2028)年度末目標値	
健康情報を気軽に入手できると感じる人の割合	80%
体を動かすことが好きだと答える人の割合	50%
日常生活で活発に体を動かしている人の割合	60%
日々の生活の中で無理なく(時間や体調等)運動を取り入れることができている人の割合	50%
一日の歩数	6,000歩
身近に一緒に運動できる仲間がいる人の割合	50%

③ 歯と口の健康

歯と口の健康づくりについて周知啓発を行うとともに、歯周病検診対象者への啓発を行い、受診勧奨に努めます。

また、歯科保健の取組として、青壮年期から生活習慣病対策や健康寿命延伸のために、8020運動や高齢者へのフレイル対策を推進します。

令和10(2028)年度末目標値	
1日2回以上歯磨きをする人の割合(20~50歳代)	85%
過去1年間に歯科受診をした人の割合(20歳以上)	50%

④ たばこ・アルコール

禁煙したい人が禁煙行動を起こせる情報発信や環境整備を行うとともに、受動喫煙防止を促します。

多量飲酒に対する本人と家族への支援を行い、適正飲酒の文化が広まるように啓発します。

令和10(2028)年度末目標値	
喫煙をやめたい人がやめる(喫煙率)	12%
望まない受動喫煙の機会がなくなる(受動喫煙の機会がなかった人の割合)	60%
適正飲酒できる(生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の減少)	男性:10%、女性:6%

⑤ 休養・こころの健康づくり

こころの健康づくりに関する知識や相談窓口の普及啓発を行うとともに、相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、高齢者が孤立せず安心して生活することができるよう、地域社会とのつながりの重要性を啓発し、生きがいにもつながる居場所づくりを行います。

さらに、健康教育やゲートキーパー養成講座等により、身近な人のこころの健康の変化に気づき、声をかけたり、相談機関を紹介する等の適切な対応がとれる人が増えるように努めます。

令和10(2028)年度末目標値	
睡眠による休養を十分にとれている人の割合	70%
一人で悩まず相談できる人の割合	80%
楽しみや生きがいを持っている人の割合	80%
地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合	45%

⑥ 生活習慣病対策

定期的に健（検）診を受けることで、自分の健康状態の把握や病気の早期発見・治療につながるため、健（検）診受診率の向上に努めます。

また、糖尿病については、血糖値のコントロールができる人を増やし、合併症の発症を予防するため、一次予防から重症化予防まで体系的な対策を整備します。

保健・医療・介護予防のデータ等を活用し、高齢者の健康増進・介護予防に関する事業を一体的に実施し、高齢者の多様な心身の課題に対し、切れ目のない支援を行います。

令和10(2028)年度末目標値	
特定健診受診率	56%
特定保健指導受診率	55%
各種がん検診受診率	60%

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、平成 26（2014）年の介護保険法の改正により地域支援事業に位置づけられ、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスの充実を図ることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業です。津山市では平成 29（2017）年度から開始しています。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、自身でできることを活かしながら生活することが重要であることから、自立支援の概念を本人、家族、支援者と共有できていることが必要なので、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関の協働により、津山市版自立支援の定義（平成 25（2013）年度作成）を見直し、津山市の目指す自立支援の理念の共有化を図っていきます。

なお、総合事業については、様々な課題があるため、岡山県が実施する「介護予防に係る市町村支援アドバイザー派遣等事業」を利用し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと市とともに見直しを検討し、都度改善を図っていきます。

① 一般介護予防事業

住み慣れた地域でできる限り自立して生活を送ることができるよう、高齢者の生活機能向上を図るために、介護予防事業を推進します。

事業		取組の方向性
介護予防把握事業		関係機関との連携や地域への訪問を通じて、効果的かつ効率的な地域の情報把握に努めます。 また、閉じこもり等の何らかの支援が必要な人を早期に把握するため、小地域ケア会議に参加し、地域住民や関係機関と連携を密にし、早期発見・早期対応できる体制の充実を図ります。
介護予防普及啓発事業		介護予防事業について、パンフレット等の広報活動や、講座を実施し、事業に関する理解と普及啓発に努めます。
地域介護予防活動支援事業	めざせ元気!!こけないからだ講座	「めざせ元気!!こけないからだ講座」は、地域の仲間と一緒に体操し、介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に加えて、住民同士の見守り活動の役割も兼ねて住民主体で運営しています。各種専門職による健康教育などの効果的な取組を継続します。また、講座の運営の担い手となる、お世話役の養成の仕組みづくりも検討します。加えて、講座の会場まで行けない人の支援について検討します。
	ふらっとカフェ	講座より細かな単位で高齢者の居場所づくりとして実施している「ふらっとカフェ」は、既存の活動を続けていけるように支援するとともに、新規設置への支援も並行して進めます。

事業	取組の方向性
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組にリハビリ専門職を活用し、各種事業を効果的に実施します。具体的には、「めざせ元気!!こけないからだ講座」への参加や地域ケア個別会議への参加により専門的助言を行うなどの支援体制を維持します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	こけないからだ講座等において、フレイル(虚弱)や低栄養などの地域特性や課題に合わせた講座メニューを加え、把握できた人の個別的な重度化防止を行うなど、保健事業の取組を展開します。

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等が要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、生活上の多様な支援ニーズに応えるサービスを提供します。

また、サービスの説明や周知啓発を行うとともに、多様な主体によるサービスの提供について働きかけを進めます。

ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

事業	取組の方向性
介護予防訪問サービス (従前型訪問サービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつの介助など身体介護や掃除・洗濯・調理などの自立に向けた生活援助を行います。
生活支援サポーター訪問サービス(緩和型住民参加型訪問サービス)	生活支援サポーターが居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除など簡易な家事援助を行います。
専門職応援訪問サービス (短期集中型訪問サービス)	リハビリ専門職や栄養士などの専門職が居宅を訪問し、日常生活動作、栄養改善などの助言や指導を行います。

イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

事業	取組の方向性
介護予防通所サービス (従前型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や入浴・排せつの介助、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。
ふれあい交流通所サービス (基準緩和型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)などで、閉じこもり予防や認知症進行予防のための運動、レクリエーションなどを行います。
元気いきいき通所サービス (短期集中型通所サービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)などで、食事・入浴などの日常生活上の支援・改善及び買い物や洗濯などの生活機能の維持・向上を目指し、一定期間での機能訓練を行います。

ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行います。生活上の様々な課題を抱える高齢者に適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の防止、改善を図ります。

(3) 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が楽しみや生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの能力や経験を生かして積極的に地域に関わったり、地域社会等で様々な役割を担う等、高齢者が活躍できる社会づくりを推進します。

事業	取組の方向性
シルバー人材センターへの支援	<p>シルバー人材センターが、生活支援サービスの担い手として取り組んでいるワンコインサービスや、高齢者活用・現役サポート事業などに対し、継続して支援するとともに、センター全体の活動の周知を図ることで、高齢者の社会活動の場の確保に努めます。</p> <p>また、子育て、介護分野など人手不足となっている分野での活躍を促すための支援を推進します。</p>
ボランティア活動の推進	<p>ボランティア活動の基本的な知識に関する講座を開催するなど地域づくりの担い手としての意識を住民へ啓発し、活動へ参加するきっかけづくりを進めます。</p>
老人クラブ活動への支援	<p>高齢者の多様な社会参画を促進するため、老人クラブが行う社会活動への体験参加、生きがいづくり、健康づくり・介護予防などの活動や、子どもの登下校の見守り、子ども会や児童クラブなどとの世代間交流活動について積極的に支援します。</p> <p>また、クラブ全体の活動について周知を図ることで、高齢者の多様な社会参画につなげます。</p>

3 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者の日常生活支援の充実

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、高齢者とその家族を支援するため、次の事業を推進していきます。

生活支援・介護予防の基盤整備に向け、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）ごとに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化や、地域の支え合いの活動を行う団体の支援等により、生活支援体制の更なる充実を図ります。

事業	取組の方向性
生活を支援するサポーター等の活動支援	住民参加型の生活支援の担い手となる生活支援サポーター等への理解を深めるため、地域住民、特に元気な高齢者を対象とした研修等の活動支援を引き続き行います。
生活支援コーディネーターの配置	日常生活圏域ごとに、地域ニーズの把握、サポーターの養成、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を1層1名、2層を日常生活圏域毎(8圏域)1名の合計9名配置し、地域に応じた支援を進めます。
協議体の設置	「定期的な情報の共有・連携強化の場」である協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するよう支援します。1層協議体の開催と2層協議体については、未設置圏域の開催に向けて取り組みます。

(2) 在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、在宅生活の継続を支える取組を推進します。

① 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等への生活支援、緊急時の対応等の取組を行います。

事業	取組の方向性
生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイサービス)	<p>介護している家族が一時的に世話をできない時や、ひとり暮らし高齢者が一時的な在宅生活に不安がある場合に、短期間施設を利用し生活習慣の改善等を行うショートステイサービスを実施します。</p> <p>利用者は平成 27(2015)年度以降発生していませんが、他の短期入所施設が定員となる状況が発生していることから、制度の需要は今後高まる可能性があります。また、被虐待者の介護状況等を考慮に入れながら、緊急避難場所としても活用します。</p>
緊急通報装置の貸与	<p>在宅の高齢者で、緊急時の連絡が不安な人に対して、緊急通報装置を貸与し、在宅での生活を支援します。</p> <p>ケアマネジャー等の関係者への周知を図り、必要な人が貸与を受けられるように努めます。</p>
住宅改修・改造	<p>身体機能の低下に対応し小規模な住宅改修を実施した場合、介護保険制度のサービスが活用できます。既定の金額を上限として保険給付を行います。また、住民税非課税の人に対しては、介護保険サービスの住宅改修の限度額以上に費用を要した場合、介護保険制度の上乗せサービスとして、その一部を助成します。</p> <p>制度が有効に活用されるよう、ケアマネジャー等の関係者への周知を図ります。</p>
ふれあい収集	<p>高齢や身体障害などの理由から、指定のゴミ置き場へのゴミ出しが困難であり、かつ事業対象となる人の戸別収集を行います。</p> <p>事業を受託している事業者の受け入れ態勢を考慮した上で、関係機関との協議を重ね、事業を運営します。</p>
敬老事業	<p>満 100 歳の誕生日を迎えた人を訪問し、長年にわたる地域社会への貢献に敬意を表すとともに、敬愛を込めて記念品を贈呈する取組を、引き続き実施します。</p>
食の自立支援事業(配食サービス)	<p>高齢者の食生活の改善、生活の孤立感を取り除くことを目的に、昼食の配食サービスを実施します。</p> <p>また、利用者数の更なる増加を図るため、制度の周知を図ります。</p>

② 家族介護者等への支援の充実

高齢の介護者やヤングケアラーを含む家族介護者の負担を軽減し、支えていくための相談や支援の充実を図ります。

事業	取組の方向性
介護用品支給事業	<p>要介護3から要介護5までの人を在宅で介護している津山市内に在住する家族を対象に、紙おむつ等の支給を行います。</p> <p>制度の周知を図るとともに、適切な支給に努めます。</p>
家族介護者交流事業	<p>介護における心理的負担感の軽減等のために、介護者の交流を図る事を目的として、「津山市介護者の会」、「津山市認知症の人と家族の会」などの家族介護者団体と連携しながら交流の輪を広げます。</p> <p>他の事業とも連携しながら、介護者同士が支え合うことのできるネットワークづくりを進めます。</p>
家族介護教室	<p>在宅で介護を行う家族等の不安を解消するため、家族介護教室を開催し、在宅介護における正しい介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識の普及を図るとともに、介護状態になっても家族介護による自宅での生活が可能となる環境づくりを進めています。</p> <p>また、関心が低い人への周知を行い、受講者の幅を広げることにより、参加者の増加を図ります。</p>
家族介護慰労金支給事業	<p>在宅で生活している要介護度4又は5で、過去一年間介護サービスを利用しなかった高齢者を介護している家族の主介護者に慰労金を支給しています。対象者が適切に申請を行うことができるように努めます。</p>

(3) 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、虐待防止や成年後見制度の利用促進など、権利擁護施策を推進します。

① 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

平成28(2016)年4月、厚生労働省において成年後見制度利用促進法が成立し、翌年3月、同法に基づいて成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年を迎えるにあたり、令和4(2022)年3月に第二期基本計画が策定されました。第二期基本計画では、意思決定支援と権利侵害からの回復支援という、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方が示されるほか、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めることが求められています。本市は、津山市権利擁護センターに中核機関を設置していますが、第二期基本計画に基づき増加する成年後見ニーズへ対応するため、これまでの取組を発展させ、中核機関の機能を充実させることで、誰もが必要な支援を受けられる体制の確保を図ります。

事業	取組の方向性
現に権利侵害を受けている人の早期発見・早期支援	保健・医療・福祉関係者等との連携により、権利擁護に関する支援が必要な人の早期発見に努め、本人のニーズを把握した上で、速やかに必要な支援につなげます。
利用しやすい成年後見制度の運用	<p>単身や親族の協力が得られないなどの理由により申立手続きが進められない場合は、家庭裁判所への後見開始の審判の申立を市が行います。</p> <p>後見人等への報酬の負担が困難な場合、成年後見制度利用支援事業により助成を行います。</p>
利用者本人の意志決定支援及び身上保護の充実	成年後見人等が本人に対し細やかな身上保護と見守りを行い、本人の尊厳を守りながら、本人の意思に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスを受けられるよう、チームによる支援を目指します。
成年後見制度の普及・啓発活動	<p>成年後見制度の利用促進を図るため、地域包括支援センターや関係機関と連携し、周知・啓発を行います。</p> <p>年1回講演会等を開催し、成年後見制度の普及啓発を行います。</p>
成年後見人等の確保と市民後見人の育成	<p>市民後見人養成講座の受講を促進させ、市民後見人登録者の増加を図ります。</p> <p>また、市民後見人の活動サポートとして、フォローアップ研修や、市民後見人相談会(専門職による助言)等を開催し、介護保険制度や意思決定支援に係る知識の共有、日常的な相談対応により円滑な後見活動を支援します。</p>

事業	取組の方向性
権利擁護支援ネットワーク会議の開催	高齢者及び障害者の権利を擁護し、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するため、権利擁護支援ネットワーク会議を開催します。

② 高齢者虐待防止事業

増加している高齢者への権利侵害に対応するため、地域包括支援センターや権利擁護センター等の関係機関との連携を一層強化します。さらに、住民や専門職等を対象とした研修会や講習会、出前講座を開催するとともに、市の広報媒体等を活用して啓発活動を進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応や予防を図ります。

困難事案の対応にあたっては関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による「高齢者虐待防止チーム」を設置し、定例会や津山市権利擁護センター支援検討部会での支援検討を実施します。

被虐待者の安全が危ぶまれる場合には、シェルター機能も有する施設を活用し、緊急避難を行い、被虐待者の安全を確保します。

また、高齢者虐待では、養護者自身やその家族が精神疾患や障害、ひきこもり、金銭トラブルなど、様々な課題を抱えていることが多いため、虐待対応による高齢者への虐待防止支援と並行して養護者の課題解決に向けた各支援機関の連携及び役割分担を進めます。

また、施設従事者による虐待については、不適切なケアが虐待へと発展する事案が見受けられます。これを防止するため、地域包括支援センターと連携して実施する研修会において、職員個々の意識の向上を促進してまいります。

③ 悪質商法等の被害予防

高齢者が悪質商法・悪質訪問販売や契約トラブルに巻き込まれないために、必要な情報を提供し、防止に努めます。また、地域での見守り活動等、悪質訪問販売等が活動しにくい地域づくりについても検討していきます。相談者等に対しては、パンフレット等を利用して制度の周知を行い、社会福祉協議会や津山市等が主催する無料法律相談会の紹介を行います。

高齢者を狙う消費者被害が後をたたない状況が続いているため、見守る力や気づく力を身につけるよう、実際に起きている消費者被害について理解を深める研修を行います。また、未然に防止することや被害を早期発見、解決に結びつけていくための研修を開催します。

(4) 居住と生活の一体的な支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活課題に対応した住まいの確保とともに、安全・安心に暮らすための環境の整備を進めます。

① 高齢者の居住安定への支援

津山市立地適正化計画と連携し、居住ニーズに対応した良好な居住環境の整備を図るため、住宅相談会などを定期的で開催し、住民への啓発に取り組みます。

② 安全で快適な生活環境の整備

高齢者が住み慣れた自宅・地域でできる限り生活できるよう、人にやさしいまちづくり条例に基づく公共建築物の都市施設整備を推進します。

また、民間施設の整備に対し人にやさしいまちづくり条例に基づいた指導・助言を行います。

③ 高齢者の交通施策の充実

津山市地域公共交通計画と連携し、効率的・効果的な公共交通網を構築し、それを持続していくための施策に取り組みます。

また、交通不便地域などにおける交通弱者に対して、小型車両による乗合交通などの手法による公共交通の確保を目指し、誰もが利用しやすい公共交通の構築に向けての取組を行います。

また、年齢に応じた、交通安全教育を実施するほか、夜間の交通事故を防ぐため、夜光反射材の配布等を継続します。自動車のペダル踏み間違いによる交通事故を防止するため、急発進防止装置の設置費用を補助し、安心して運転できるようにします。

④ 福祉施設等の利用の促進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、市内に2か所所有する養護老人ホームを活用し、家族の支援が得られない、経済的に生活できないなど、自宅での生活が難しくなった高齢者に、施設サービスを提供していきます。

さらに、令和5(2023)年度中、市内には軽費老人ホーム(ケアハウス)が5か所、老人福祉センターが1か所設置されています。既存の地域資源を活用し、必要に応じた支援を行っていきます。

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」については、住民の健康の増進、交流及び介護予防のための拠点とし、今後も地域住民相互の交流と一層の利用促進を図ります。

(5) 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

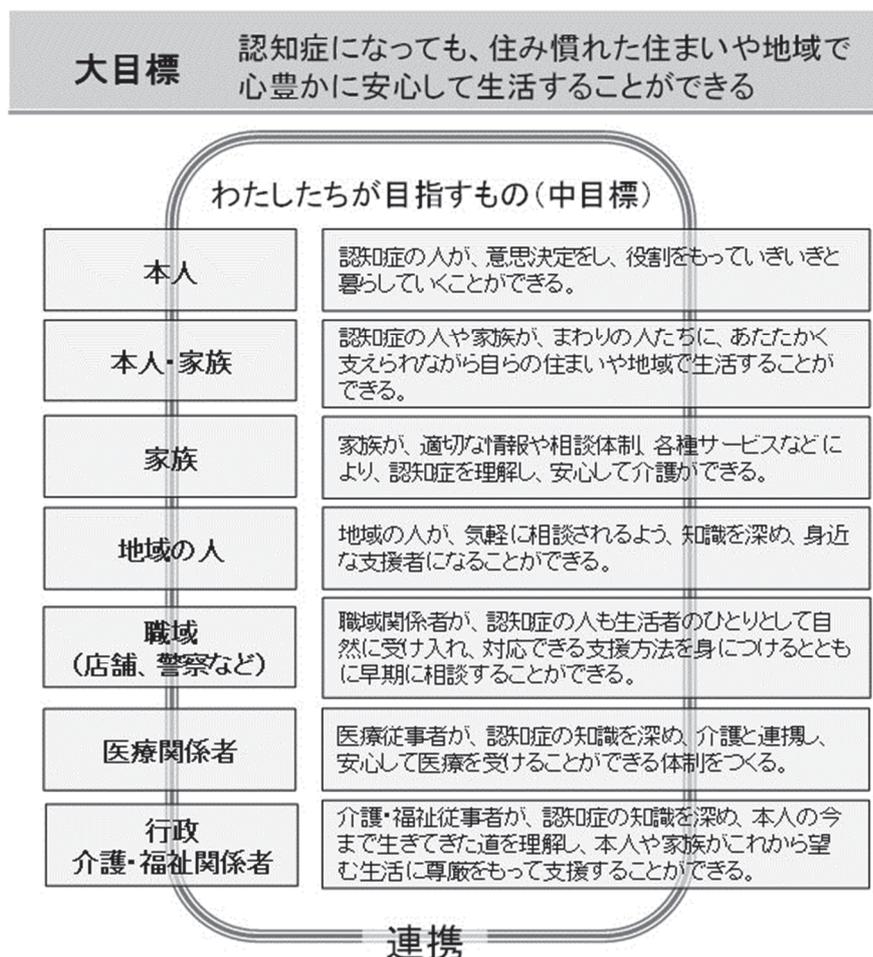
令和5（2023）年6月に、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するための認知症基本法が制定されました。

また、令和元（2019）年に閣議決定された認知症施策推進大綱のうち、本市では以下の項目を基本として推進します。

- 1.普及啓発・本人発信支援
- 2.予防
- 3.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4.認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症基本法や認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の視点を大切に、認知症に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実等、様々な取組を総合的に推進します。

【本市における認知症施策推進の考え方】



① 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰でもなりうるものであるという視点から、共生社会の実現に向けて認知症に対する理解の普及を更に推進していきます。また、認知症本人や家族の声を広く把握するとともに、認知症を本人が自らの言葉で語る姿や希望を伝えていきます。

事業	取組の方向性
認知症サポーター養成講座	<p>認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。地域で認知症に関わる様々な業種や子ども、学生などの若年層を含め幅広い年代に向けて養成を進めます。特に、企業等への推進をすすめ、若年性認知症の早期発見・早期対応にも努めます。</p> <p>また、サポーターとして養成された人のフォローアップや、サポーターの位置づけ、活躍の場についても改めて検討し、認知症を理解し共に支える住民の増加を目指します。</p>
キャラバン・メイト養成・組織の活性化	<p>キャラバン・メイトの養成については、サポーター養成講座の開催状況等を考慮して、新規養成を行います。</p> <p>キャラバン・メイトとして、活動できる住民が増えるように、積極的に地域に声をかけをします。また、認知症に関する予防・啓発活動に参画できるよう組織的な活動への支援も進めます。</p>
本人発信支援	<p>本人の声を認知症サポーター養成講座やフォーラム等で地域住民に伝えるよう努めます。本人が伝えたいことを講座テキストや認知症ケアパスに盛り込むなど本人発信の場をつくります。地域で認知症の人にもメンバーとして参加したチームオレンジを立ち上げ、地域の認知症の人や家族の支援ニーズに寄り添った活動を行っていただけるよう支援します。また、本人ミーティングに参加した認知症の人の思いをチームオレンジの活動に反映していきます。</p>
本人ミーティング	<p>認知症の人が生活する中で、自分の思いなどを発信したり共有する場として、認知症本人が集い、悩みや自らの体験や希望、思い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域を一緒に話し合う場をつくります。本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを地域に伝えるとともに、認知症施策や事業に反映して、認知症バリアフリーを目指します。</p>
本人の活動の場の充実	<p>認知症カフェの設置や、認知症の理解啓発と本人が役割を持ち、認知症になっても活動できる場として、「注文をまちがえるかもしれないレストラン」を引き続き開催します。若年性認知症の人の参加が増えるように、声かけや誘い出しをしていきます。</p> <p>また、事業を通して地域の企業や様々な業種に認知症への理解を広げるとともに、就労等につながる社会参画・活躍の場や機会を創出します。</p>

事業	取組の方向性
認知症理解啓発活動	認知症月間である9月に、認知症の正しい理解を広めるため住民を対象としたパネル展示やオレンジウォーク、オレンジ色のものを身につける等の啓発活動を行います。
相談窓口の充実	総合相談窓口の周知徹底を図り、認知症及び若年性認知症の人及び家族の人が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、認知症キャラバン・メイト、サポーターなどの地域において活動している人が相談窓口とのつなぎ役として活動するなど、柔軟な相談体制の構築を検討します。

②予防

認知症は誰にでも起こりうる病気の一つとして、発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかに、本人が持てる力を活かして元気に暮らすことができるよう、予防の取組を進めます。

事業	取組の方向性
認知症予防への取組	ICTの活用や回想法などを取り入れた認知症予防講座を行い、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせることを目指します。MCIの人への早期発見、早期対応についても検討していきます。
普及啓発	MCIを含めた認知症予防から、認知症になっても進行を緩やかにするような予防について認知症サポーター養成講座等で理解啓発していきます。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の人が、状況に応じた適切な保健医療サービスや介護・福祉サービスが適時に切れ目なく提供されるよう、しくみを整え、情報の啓発に努めます。また、医療や介護等地域の従事者の連携の強化を図ります。

事業	取組の方向性
認知症初期集中支援チームの配置	チーム員の情報共有及びスキル向上を図るとともに、総合相談等の相談窓口との連携を強化し、認知症初期の人をより早期にサポートできる体制を構築します。
認知症ケアパスの普及・活用	認知症の進行度合いに合わせた医療・介護・支援の流れをまとめた「認知症ケアパス」を定期的に更新し医療機関や関係機関に配布し、周知を図るとともに、認知症の人やその家族に必要な情報提供を行います。また、総合相談等で認知症に関する相談があった場合には認知症ケアパスを活用します。

事業	取組の方向性
認知症カフェの活動支援	<p>認知症の人やその家族、地区住民、医療や介護等の専門家が広く参加し、認知症の人やその家族が地域で孤立することがないように認知症の理解を深め合い、交流できる場である「認知症カフェ」の立ち上げ支援とともに、既設のカフェへの活動支援に努めます。</p> <p>立ち上げ支援にあたっては、地域の実情に応じた支援を行うことができるよう、地域の声を聞き、反映に努めます。</p>
認知症の人と家族の会の活動支援	<p>認知症の人とその家族が集まり、同じ経験・境遇にある人同士が悩みを相談し合い、情報や知識を習得したり癒されたりする場である「認知症の人と家族の会」の活動への支援を引き続き行います。</p>
認知症（若年性認知症）フォーラム	<p>認知症・若年性認知症について理解し、認知症の人、家族が安心して生活できる地域となるように市民フォーラムや、介護保険事業所等研修会の開催で認識を深めていきます。</p>
多分野との連携	<p>幅広い年代において、認知症に関する知識・理解の向上を図るため、教育や地域づくり等の多分野と連携した取組を進めます。</p> <p>また、医療関係者・介護保険事業者等への認知症に関する理解を深めるための啓発、社会資源の活用、対応のスキルアップのための研修等を行います。また、講師として、認知症、若年性認知症の人の本人発信の場としても検討していきます。</p>
認知症高齢者等SOSメール事業の推進	<p>認知症等で道に迷う恐れのある高齢者を事前に登録し、捜索が必要になった場合は協力者に捜索依頼メールを配信して早期発見につながるため、事業の啓発、協力者の増加に向けた取組を進めます。</p>

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症（若年性認知症を含む）になっても、自立して安心して生活ができるしくみづくり、一人ひとりが尊重される共生社会の実現に向けた取組を行います。生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、社会参加の機会を増やしていきます。

事業	取組の方向性
認知症地域支援推進員の配置	認知症疾患医療センター及び初期集中支援チーム等との連携を図り、地域における認知症に関する各種支援を行います。また、認知症の人の思いを反映した取組や事業を進めていきます。
チームオレンジ	チームオレンジの一員となる認知症の人、本人の思いを聞き、本人自らが発信できることを目指した本人ミーティングや令和5(2023)年度に実施した本人の声の聴き取り調査等からチームオレンジを立ち上げ、認知症本人を地域で支える体制をつくります。
認知症サポーターステップアップ講座	チームオレンジを編成するメンバーとして、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識、身近に交流し必要に応じて手助けするための対応スキル等を習得するためにステップアップ講座を開催していきます。
社会参加の場の充実 「注文をまちがえるかもしれないレストラン」の開催	この事業を通じて、地域の企業や様々な業種に認知症への理解を広げるとともに就労につながる社会参画・活動の場や機会の拡充に向け事業を進めます。
若年性認知症への理解の促進	近年新たな社会的課題となっている若年性認知症への住民の理解の向上を図るため、住民向けの講演会の開催、相談窓口の設置・啓発を行います。地域包括支援センターが若年性認知症の人の相談支援機関であることを医療機関や関係機関に伝え、早期支援につなげていきます。また、若年性認知症の人を支援する社会資源を作るよう努めます。
認知症あったか声かけ模擬訓練	認知症などにより、道に迷っている高齢者の捜索や発見した場面を想定した体験をすることで、実際に身近で行方不明者が発生した人の早期発見・保護に役立てるため模擬訓練を引き続き実施し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。 取組を広げるため、訓練未実施地域への働きかけや、実施した地域へのその後の働きかけを検討していきます。 また、認知症役の養成講座を行い、すでに登録いただいた人の活用を進めます。
津山市見守り協定「つやま見守ろうねット」の強化	日頃から住民と接する機会の多い地域の企業や事業者が、業務の中で地域の高齢者を見守り、異常を発見したら市へ報告して頂く津山市見守り協定「つやま見守ろうねット」締結事業所の増加に向けた働きかけを行うとともに、住民への事業啓発、締結事業所への見守りに関する情報提供、ネットワークの強化のための連絡会等を行います。

4 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス及び施設・居住系サービス確保のための方策

① 居宅サービス

居宅サービスについては、これまでの多様な事業主体の参入により、サービスの提供量が確保されており、今後も必要なサービス量が確保されると推計しています。

今後は現状のサービス量が確保されるよう事業者の参入や事業拡大の促進を支援するための情報提供・相談援助を行います。

② 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスと（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護などの居住系サービスについては、将来における高齢者介護の姿を見据え、一体的に整備を進めることとなります。

これまでの施設整備によって一定の目途が立ったと考え、本計画においては、施設・居住系サービスの新規整備は行いません。

また、令和5（2023）年度中の市内において、住宅型有料老人ホームは9か所、サービス付き高齢者向け住宅は4か所あります。これらについては県と連携して情報共有を図り、状況把握を行います。

(2) 地域密着型サービス確保のための方策

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の整備

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

②（介護予防）認知症対応型通所介護の整備

（介護予防）認知症対応型通所介護は、認知症の症状がある人を対象に、入浴や食事の提供、生活についての相談・助言、日常生活の世話と機能訓練などを行うデイサービスです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

③ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を提供するサービスです。加茂・阿波圏域については、事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

④ 地域密着型通所介護の整備

地域密着型通所介護は施設(デイサービスセンターなど)に通い、入浴、排せつ、食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行うサービスで、利用定員18名以下のものです。

事業者の参入を支援するための情報提供・相談援助を行います。

⑤ (介護予防)認知症対応型共同生活介護の整備

(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、少人数(5人~9人)の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指すものです。

本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護の整備

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、入居者がその施設において、有する能力に応じ自立した生活が送れるようになることを目指すサービスで、定員29名以下のものです。

本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29名以下の介護老人福祉施設です。本計画においては、新規の施設整備は行わないものとします。

※ 地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の必要利用定員総数

地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の基盤整備についても、本計画においては、新規整備の予定はなく、引き続き状況把握を行います。

（単位：床）

区分 必要利用定員総数	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		
		増分	計	増分	計	増分	計	
(介護予防) 認知症対応 型共同生活 介護	必要利用定員総数	324	0	324	0	324	0	324
	東部圏域	72	0	72	0	72	0	72
	西部圏域	63	0	63	0	63	0	63
	南部圏域	36	0	36	0	36	0	36
	北部圏域	54	0	54	0	54	0	54
	中央部圏域	18	0	18	0	18	0	18
	加茂・阿波圏域	9	0	9	0	9	0	9
	勝北圏域	18	0	18	0	18	0	18
	久米圏域	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型 特定施設 入居者生活 介護	必要利用定員総数	111	0	111	0	111	0	111
	西部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	北部圏域	24	0	24	0	24	0	24
	中央部圏域	29	0	29	0	29	0	29
	加茂・阿波圏域	29	0	29	0	29	0	29

※地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数が0の圏域及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は新規整備の予定がないため、記載していません。

(3) 介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険サービスの質の向上

介護サービス事業者へ介護保険制度やサービスについての最新情報を提供し、事業者が自らのサービスの質を高めることができるよう支援します。

また、介護サービス相談員の派遣により、サービス提供の状況を把握し、必要に応じて利用者の思いを事業者側に伝え、利用者と事業者の橋渡し役となり、介護サービスの質の向上を図ります。

② 介護給付の適正化

介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするために、介護を必要とする人を適切に認定し、本人が真に必要とする「過不足のないサービス」を適切に提供することができるよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

国の指針及び県の計画と整合性を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検等の主要3事業の取組を進めます。

事業	取組の方向性
要介護認定の適正化	適切に認定審査が行われるよう、職員が、認定訪問調査内容について、調査項目、特記事項の全数チェックを行います。また、調査員研修や認定審査会研修を実施し、認定基準の平準化に努めます。
ケアプランの点検	<p>自立支援に資するケアマネジメントの実践を目指し、介護支援専門員の「気づき」を促すケアプラン点検に努めます。運営指導、研修会及び県のアドバイザー派遣事業等の機会を通じて点検します。</p> <p>自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を目的に、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関の協働により、津山市版自立支援の定義(平成25(2013)年度作成)を見直し、津山市の目指す自立支援の理念の共有化を図ります。</p>
住宅改修の点検等	<p>利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、全数の着工前点検を行い、必要により利用者宅の状況確認を行います。</p> <p>また、作業療法士等の専門職が、改修前に利用者や家族と改修プランについて綿密な打ち合わせを行い、適切な助言や指導を行います。</p> <p>加えて、改修後に、その効果や本人を取り巻く環境変化について把握し、より効果的な事業につなげるための仕組みも検討します。</p>
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会の適正化システムによる情報により、給付状況の点検を引き続き行い、適正な給付に努めます。

③ 地域密着型サービス等の指定及び指導監督

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するためのサービスであり、市町村が事業者の指定及び指導監督を行うこととされています。

要綱に基づいた定期的な運営指導と集団指導を行い、適切な介護サービスが提供される体制が維持できるよう努めます。

また、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会において、運営に係る審議を行い、適正な運営確保に努めます。

④ 相談体制の充実及び苦情処理

地域包括支援センターの総合相談窓口を中心とし、関係機関との連携による相談体制の充実を図るとともに、地域住民等を含めた支え合いの仕組みづくりを進めることで、相談しやすい環境づくりを進めます。

また、被保険者の意見や相談苦情等に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上につなげます。

⑤ 関係機関・部門との連携

あらゆる機会を関係機関との連携強化の機会ととらえ、関係機関との協働により、津山市ならではの地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

本市においても、福祉部門はもとより、税、交通、建設、防災等の関係部門との緊密な連携を図り、総合的に高齢者の暮らしを支援します。

(4) 介護人材の確保及び業務の効率化

高齢化が進行する中、介護を担う人材の不足が課題となっているため、介護人材の確保・定着・育成などの国・県の取組を情報発信するとともに、県と連携し総合的な取組を推進します。

また、介護現場の業務の負担軽減や事務の効率化を図るため、介護 DX の推進を支援し、ICT の導入を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

1 目標の設定と評価

平成29(2017)年の介護保険法改正により、自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する評価を行うことで保険者機能の強化を図ることとされています。

本計画では、以下のとおり目標を設定し、毎年その達成状況についての評価を行います。

(1) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

	令和5年度 (2023) 現状値	目標値			該当 施策
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
小地域ケア会議設置数(箇所)	36	39	42	44	1-(2)
医療・介護連携研修会開催回数(回)	5	4	4	4	1-(3)
生活支援サポーター登録人数(人)	45	50	50	50	3-(1)
こけないからだ講座設置数(箇所)	214	214	214	214	2-(2)
地域リハビリテーション活動支援事業 【リハビリ専門職派遣】(件)	32	60	65	70	2-(2)
ふらっとカフェ設置数(箇所)	29	35	45	50	2-(2)
認知症カフェ設置数(箇所)	5	5	6	7	3-(5)
認知症サポーター養成講座受講人数 (人)	800	1,000	1,000	1,000	3-(5)
認知症サポーターステップアップ講座 受講人数(人)	30	30	30	30	3-(5)

(2) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

	令和5年度 (2023) 現状値	目標値			該当 施策
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
要介護認定に係る調査票点検実施率 (%)	100	100	100	100	4-(3)
調査員・認定審査会研修実施回数 (回)	6	6	6	6	4-(3)
ケアプラン点検実施件数(件)	173	190	190	190	4-(3)
住宅改修の着工前点検実施率(%)	100	100	100	100	4-(3)

2 計画の進行管理・評価・公表

計画の進行管理は、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会で実施し、設定した目標の達成状況についての評価及び各種課題の検討を行うものとします。

また、事業評価等の公表については、様々な媒体を活用します。

第6章 介護保険サービスの見込み

1 高齢者数・認定者数の見込み

(1) 高齢者数の見込み

住民基本台帳による令和5（2023）年10月1日現在の総人口は98,004人、第1号被保険者数は30,618人となっています。

令和8（2026）年10月1日の総人口は、95,988人に減少しますが、第1号被保険者数は30,406人とほぼ横ばいとなる見込みとなっています。

区分	第8期計画(実績)			第9期計画(推計)			令和22年 (2040) 推計	令和32年 (2050) 推計
	令和3度 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)		
総人口(人)	99,293	98,648	98,004	97,357	96,713	95,988	85,626	78,097
第1号被保険者数	30,662	30,670	30,569	30,563	30,512	30,406	30,174	30,030
前期高齢者	14,731	14,288	13,680	13,502	13,111	12,875	11,936	13,647
後期高齢者	15,931	16,382	16,889	17,061	17,401	17,531	18,051	16,383
第2号被保険者数	31,976	31,717	31,457	31,197	30,937	30,743	26,072	22,851

※総人口は、令和3(2021)年～令和5(2023)年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で計算

※被保険者数は、社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』を基にした地域包括ケア「見える化システム」で推計

(2) 要介護（要支援）認定者数の見込み

区分	第8期計画(実績)			第9期計画(推計)			令和22年 (2040) 推計	令和32年 (2050) 推計
	令和3度 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)		
認定者数(人)	6,179	6,061	6,091	6,181	6,264	6,289	6,180	5,911
要支援1	805	771	790	802	812	816	803	766
要支援2	749	707	729	739	746	749	738	703
要介護1	1,449	1,433	1,415	1,437	1,454	1,463	1,434	1,374
要介護2	952	921	984	998	1,015	1,019	1,001	961
要介護3	764	767	707	717	728	730	717	688
要介護4	797	838	830	841	854	856	843	803
要介護5	663	624	636	647	655	656	644	616
うち、第1号被保険者	6,091	5,977	6,007	6,097	6,180	6,205	6,111	5,849
要支援1	800	765	782	794	804	808	796	760
要支援2	732	696	715	725	732	735	726	693
要介護1	1,435	1,417	1,398	1,420	1,437	1,446	1,420	1,361
要介護2	938	908	974	988	1,005	1,009	993	953
要介護3	752	757	699	709	720	722	711	682
要介護4	786	827	820	831	844	846	835	796
要介護5	648	607	619	630	638	639	630	604
認定率(第1号被保険者)	19.9%	19.5%	19.6%	19.9%	20.3%	20.4%	20.3%	19.5%

※第8期(実績)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)及び介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

※認定者数は、社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』を基にした地域包括ケア「見える化システム」で推計

2 介護保険事業費の見込み

(1) 介護予防サービス及び介護サービスの見込み

認定者数の推計及び過去の給付実績から推計した介護予防サービス及び介護サービスのサービス種類ごとの給付費、利用者数等の見込みは、次のとおりです。

【介護予防サービスの見込み】		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
①介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	12,180	12,196	12,989	12,738	12,196
	回数(回)	232.6	232.6	247.6	243.9	232.6
	人数(人)	30	30	32	31	30
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養 管理指導	給付費(千円)	1,885	1,995	2,081	1,995	1,888
	人数(人)	20	21	22	21	20
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	96,328	97,710	98,473	96,450	91,908
	人数(人)	235	238	240	235	224
介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	4,502	4,471	4,434	4,434	4,434
	日数(日)	55.3	54.8	54.3	54.3	54.3
	人数(人)	12	12	12	12	12
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	32,597	33,264	33,569	32,718	31,265
	人数(人)	537	548	553	539	515
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費(千円)	4,739	4,739	4,739	4,739	4,739
	人数(人)	13	13	13	13	13
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	12,352	12,352	12,352	11,315	11,315
	人数(人)	13	13	13	12	12
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	37,250	38,018	39,850	39,129	37,297
	人数(人)	42	43	45	44	42
②地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	13,349	14,020	15,048	14,020	13,366
	人数(人)	17	18	19	18	17
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,988	2,992	2,992	2,992	2,992
	人数(人)	1	1	1	1	1
③介護予防支援	給付費(千円)	36,131	36,508	36,453	35,569	33,968
	人数(人)	655	661	660	644	615
合計(介護予防サービス)	給付費(千円)	254,301	258,265	262,980	256,099	245,368

【介護サービスの見込み】		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
①居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	659,462	667,867	673,596	656,943	627,560
	回数(回)	18,509.7	18,714.6	18,871.4	18,405.4	17,579.4
	人数(人)	673	688	696	679	649
訪問入浴介護	給付費(千円)	11,016	11,354	11,861	11,354	10,923
	回数(回)	79.9	82.2	86.0	82.2	79.1
	人数(人)	25	26	27	26	25
訪問看護	給付費(千円)	179,813	188,659	193,306	188,527	180,427
	回数(回)	2,632.6	2,758.6	2,826.6	2,756.9	2,638.6
	人数(人)	318	334	344	335	321
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	15,461	16,615	16,594	16,594	14,267
	回数(回)	406.4	437.0	436.4	436.4	374.9
	人数(人)	34	36	36	36	31
居宅療養管理指導	給付費(千円)	36,645	38,671	39,672	38,671	37,003
	人数(人)	483	509	522	509	487
通所介護	給付費(千円)	658,186	635,404	637,360	622,175	593,419
	回数(回)	7,368.3	7,107.4	7,123.0	6,955.1	6,632.3
	人数(人)	661	636	639	624	595
通所リハビリテーション	給付費(千円)	457,833	466,153	473,210	461,314	441,366
	回数(回)	4,935.6	5,002.6	5,071.0	4,942.5	4,727.5
	人数(人)	643	656	660	643	615
短期入所生活介護	給付費(千円)	170,878	168,617	167,607	163,263	156,509
	日数(日)	1,677.1	1,651.9	1,641.0	1,597.6	1,532.1
	人数(人)	225	226	225	219	210
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	31,793	33,438	33,534	32,250	31,452
	日数(日)	221.9	232.2	232.7	224.6	218.8
	人数(人)	40	41	41	40	39
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	221,782	226,208	228,341	222,755	212,743
	人数(人)	1,524	1,555	1,569	1,531	1,462
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	10,176	10,176	10,176	10,176	10,176
	人数(人)	25	25	25	25	25
住宅改修費	給付費(千円)	17,808	17,808	17,808	17,007	17,007
	人数(人)	20	20	20	19	19
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	718,684	746,286	769,999	755,660	722,573
	人数(人)	302	313	323	317	303
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	47,986	48,298	48,550	45,293	43,217
	回数(回)	429.8	432.2	434.6	407.0	387.2
	人数(人)	40	40	40	38	36
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	275,393	288,224	288,224	286,563	270,240
	人数(人)	112	117	117	116	110
認知症対応型共同生活 介護	給付費(千円)	988,784	1,002,988	1,002,988	996,491	958,690
	人数(人)	315	319	319	317	305
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	257,066	257,392	257,392	257,392	257,392
	人数(人)	108	108	108	108	108
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

【介護サービスの見込み】		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	336,868	343,363	349,169	340,881	325,790
	回数(回)	3,443.0	3,487.5	3,543.6	3,459.3	3,307.9
	人数(人)	355	368	377	368	352
③施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,212,208	2,215,008	2,215,008	2,225,140	2,123,454
	人数(人)	676	676	676	680	649
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,015,647	1,016,933	1,016,933	1,006,289	955,635
	人数(人)	285	285	285	282	268
介護医療院	給付費(千円)	334,745	335,168	335,168	352,271	343,720
	人数(人)	80	80	80	84	82
④居宅介護支援	給付費(千円)	376,319	380,291	379,235	370,331	353,699
	人数(人)	2,155	2,175	2,169	2,118	2,023
合計(介護サービス)	給付費(千円)	9,034,553	9,114,921	9,165,731	9,077,340	8,687,262

(単位:人)

【日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用者数の見込み】 (介護予防サービス・介護サービス合算)								
区分		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	区分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
東部圏域	認知症対応型通所介護	7	7	7	小規模多機能型居宅介護	22	23	24
西部圏域		6	6	6		20	21	21
南部圏域		5	5	5		17	18	18
北部圏域		7	7	7		24	25	25
中央部圏域		6	6	6		18	19	19
加茂・阿波圏域		3	3	3		8	8	8
勝北圏域		3	3	3		9	10	10
久米圏域		3	3	3		11	11	11
計		40	40	40		129	135	136
東部圏域	共同生活介護	55	56	56	地域密着型特定施設 入居者生活介護	19	19	19
西部圏域		50	51	51		17	17	17
南部圏域		41	42	42		14	14	14
北部圏域		58	58	58		20	20	20
中央部圏域		44	44	44		15	15	15
加茂・阿波圏域		19	19	19		6	6	6
勝北圏域		23	23	23		8	8	8
久米圏域		26	27	27		9	9	9
計		316	320	320		108	108	108
東部圏域	地域密着型通所介護	62	64	66				
西部圏域		56	58	59				
南部圏域		46	48	49				
北部圏域		64	67	69				
中央部圏域		49	51	52				
加茂・阿波圏域		22	22	23				
勝北圏域		26	27	27				
久米圏域		30	31	32				
計		355	368	377				

(2) 標準給付費の見込み

介護サービス総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた標準給付費の見込みは次のとおりです。

(単位:千円)

区分	合計	第9期計画期間			令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
標準給付費	29,778,119	9,845,112	9,937,615	9,995,393	9,881,993	9,457,307
総給付費	28,090,751	9,288,854	9,373,186	9,428,711	9,333,439	8,932,630
特定入所者介護サービス費等 給付費	883,855	291,368	295,654	296,834	287,265	274,761
高額介護サービス費等給付費	660,577	217,731	220,982	221,864	214,137	204,816
高額医療合算介護サービス費等 給付費	115,059	37,962	38,472	38,625	37,956	36,304
算定対象審査支払手数料	27,877	9,198	9,321	9,358	9,196	8,796

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

(単位:千円)

区分	合計	第9期計画期間			令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
地域支援事業費	1,114,809	361,681	372,170	380,959	340,081	333,808
①介護予防・日常生活支援総合事業						
訪問型サービス		41,269	41,716	41,952	36,854	34,745
(利用者数:人)		177	179	180	158	148
通所型サービス		41,635	43,543	44,257	34,936	32,894
(利用者数:人)		157	168	173	132	124
介護予防ケアマネジメント		8,464	8,560	8,610	8,530	8,134
一般介護予防事業		18,545	18,758	18,873	18,687	17,818
上記以外の介護予防・日常生活総合事業		0	0	0	0	0
②包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業						
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)		161,202	168,702	176,202	151,473	150,750
任意事業		28,894	29,220	29,392	27,928	27,795
③包括的支援事業(社会保障充実分)						
在宅医療・介護連携推進事業		4,693	4,693	4,693	4,693	4,693
生活支援体制整備事業		49,425	49,425	49,425	49,425	49,425
認知症初期集中支援推進事業		1,439	1,439	1,439	1,439	1,439
認知症地域支援・ケア向上事業		4,521	4,521	4,521	4,521	4,521
地域ケア会議推進事業		1,594	1,594	1,594	1,594	1,594

(4) 保険料収納必要額の見込み

保険料収納必要額の見込みは次のとおりです。「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する第1号被保険者負担割合（第9期計画期間は23%、令和22（2040）年度は26%見込み）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となり、保険料収納必要額は次の計算式で算出されます。

※保険料収納必要額

＝第1号被保険者負担分相当額＋調整交付金相当額

－調整交付金見込み額－介護給付費等準備基金取崩額－保険者機能強化推進交付金等の交付見込み額

（単位：千円）

区分	合計	第9期計画期間			令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
第1号被保険者負担分相当額	7,105,373	2,347,562	2,371,250	2,386,561	2,657,739	2,741,512
調整交付金相当額	1,505,715	497,751	502,510	505,454	499,050	477,545
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
調整交付金見込み額	1,881,793	644,090	630,147	607,556	670,723	570,189
介護給付費等準備基金取崩額	260,000				0	0
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込み額	100,668				33,556	33,556
保険料収納必要額	6,368,628				2,452,510	2,615,312

3 第1号被保険者の保険料について

65歳以上（第1号被保険者）の保険料は、市町村ごとに決定し、計画期間中のサービス利用見込み量に応じたものとなり、サービス利用見込み量が増えると保険料は上がることとなります。

(1) 所得段階別の保険料率

第9期計画期間においては、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を表の13段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

市民税 課税状況		保険料の所得段階設定				
		対象者	国標準		津山市	
世帯	本人		所得段階	保険料率	所得段階	保険料率
非課税	非課税	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市民税世帯非課税（課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下）	第1段階	基準額 × 0.285 (0.455)	第1段階	基準額 × 0.285 (0.455)
		・市民税世帯非課税（課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超120万円以下）	第2段階	基準額 × 0.485 (0.685)	第2段階	基準額 × 0.485 (0.685)
		・市民税世帯非課税（課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円超）	第3段階	基準額 × 0.685 (0.69)	第3段階	基準額 × 0.685 (0.69)
課税	課税	・市民税世帯課税本人非課税（課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下）	第4段階	基準額 × 0.90	第4段階	基準額 × 0.80
		・市民税世帯課税本人非課税（課税年金収入額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円超）	第5段階	基準額 × 1.00	第5段階	基準額 × 1.00
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円未満）	第6段階	基準額 × 1.20	第6段階	基準額 × 1.20
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が120万円以上210万円未満）	第7段階	基準額 × 1.30	第7段階	基準額 × 1.30
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が210万円以上320万円未満）	第8段階	基準額 × 1.50	第8段階	基準額 × 1.50
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が320万円以上420万円未満）	第9段階	基準額 × 1.70	第9段階	基準額 × 1.70
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が420万円以上520万円未満）	第10段階	基準額 × 1.90	第10段階	基準額 × 1.90
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が520万円以上620万円未満）	第11段階	基準額 × 2.10	第11段階	基準額 × 2.10
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が620万円以上720万円未満）	第12段階	基準額 × 2.30	第12段階	基準額 × 2.30
		・市民税本人課税（合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が720万円以上）	第13段階	基準額 × 2.40	第13段階	基準額 × 2.40

保険料率の()内の数字は、公費投入前の保険料率

(2) 所得段階別被保険者数

第9期計画期間における所得段階別被保険者数は、過去3年間の実績をもとに、下表のとおり設定しました。

(単位:人)

区分	第9期計画期間				令和22年度 (2040)	令和32年度 (2050)
	合計	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
第1号被保険者数	91,481	30,563	30,512	30,406	30,174	30,030
前期(65～74歳)	39,488	13,502	13,111	12,875	12,992	13,647
後期(75～84歳)	32,601	10,648	10,938	11,015	9,116	8,945
後期(85歳～)	19,392	6,413	6,463	6,516	8,066	7,438
所得段階別被保険者数						
第1段階	12,167	4,065	4,058	4,044	4,013	3,994
第2段階	11,802	3,943	3,936	3,923	3,893	3,874
第3段階	10,704	3,576	3,570	3,558	3,530	3,514
第4段階	5,855	1,956	1,953	1,946	1,931	1,922
第5段階	14,730	4,921	4,913	4,896	4,858	4,835
第6段階	16,283	5,440	5,431	5,412	5,371	5,345
第7段階	11,069	3,698	3,692	3,679	3,651	3,634
第8段階	4,481	1,497	1,495	1,489	1,478	1,471
第9段階	1,737	580	580	577	573	571
第10段階	824	275	275	274	272	270
第11段階	457	153	152	152	151	150
第12段階	274	92	91	91	91	90
第13段階	1,098	367	366	365	362	360
合計	91,481	30,563	30,512	30,406	30,174	30,030

(3) 第1号被保険者保険料基準額（月額）の算定

介護保険料の基準額は、保険料収納必要額に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で割って年額を算定し、その金額を更に12で割って月額に換算した額を算定します。

第9期計画期間における第1号被保険者保険料を算定するにあたっては、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費等準備基金を活用する予定とします。

以上の結果、第9期計画期間における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を下表のとおり設定します。

また、令和22（2040）年度及び令和32（2050）年度における保険料基準額について下表のように見込みます。

区分	第8期	第9期	令和22年度 (2040)推計	令和32年度 (2050)推計
介護保険料基準額 (月額)	6,000 円(現行)	<u>6,000 円</u>	7,100 円	7,600 円

資料編

1 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

○津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

平成14年4月1日

津山市規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の附属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号)第4条の規定により、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営確保に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関又は団体が推薦する者
 - (3) 介護保険の被保険者の代表
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課において、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の関係部署の協力を得て処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

付則（平成17年2月25日規則第53号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

(加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される津山市高齢者保健福祉運営協議会委員の任期は、この規則による改正後の津山市高齢者保健福祉運営協議会規則第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

付則（平成19年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（平成20年3月25日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付則（平成26年6月24日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（平成28年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会開催状況

開催日	協議内容
令和5（2023）年 7月27日 （第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4（2022）年度 事業実施状況に関して ・地域密着型サービスに関して ・地域包括支援センターの活動に関して ・第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（今後のスケジュール）
令和5（2023）年 8月24日 （第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関して ・在宅介護実態調査報告に関して ・第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関して
令和5（2023）年 11月7日 （第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関して ・今後のスケジュールについて
令和5（2023）年 12月22日 （第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関して ・今後のスケジュールについて
令和6（2024）年 3月28日 （第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関して

3 諮問書

津環社高第2084号
令和5年11月7日

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会
会長 小坂田 稔 様

津山市長 谷口 圭三

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）について（諮問）

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画の策定にあたり、次の事項について、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則第2条の規定により諮問します。

記

第9期津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）（別添）

4 答申書

令和5年12月27日

津山市長 谷口圭三 殿

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会
会長 小坂田 稔

津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（答申）

令和5年11月7日付津環社高第2084号で諮問のあった標記の件について当運営協議会において慎重に審議した結果、別冊「第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」としてまとめましたので、答申いたします。

津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成12年度に創設された介護保険制度の実績と環境変化を分析・評価して3年ごとに見直しを行い、津山市における高齢者を取り巻く諸問題に対応するために策定されるものです。計画の実施にあたっては、当運営協議会における下記の意見・提言を十分尊重し、その趣旨が生かされるよう要望します。

記

1 住民の積極的な参画

津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案に盛り込まれている施策を円滑に実施するためには、当事者である高齢者や地域住民の意見や要望を反映し、住民に主体的に取り組んでもらうことが必要です。

地域に出向いて施策を広く周知し、住民が積極的に参画できるような環境づくりを求めます。

2 地域共生社会の構築

住み慣れた地域で生活を継続するためには、高齢者を地域全体で支える仕組みを構築することが必要です。そのためには、高齢者をはじめとした地域住民が当事者意識を持ち、地域づくりにおいて支え手側と受け手側に分かれるのではなく、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が必要です。

国の求める地域包括ケアシステムを内包し、かつ、地域の高齢者の様々な課題を地域住民自らが早期に発見し解決する機能を持った津山市独自の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域における自主的な活動を各職種が積極的に支援する取組を求めます。

また、多機関が連携・協働して一体的に支援を行う「重層的相談支援体制整備事業」の実施を求めます。

3 医療と介護の連携

いつまでも住み慣れた地域で生活を送るためには、在宅での介護サービスとともに医療サービスも不可欠です。医療ニーズ及び介護ニーズを必要とする高齢者が、人生の最終段階になっても住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療と介護の切れ目のないサービス提供を可能とする、在宅医療・介護連携推進事業への一層の取組を求めます。

4 介護予防事業と保健事業の一体的な取組

高齢化が加速する中、要支援・要介護状態になった方へのサービスの充実に努めるだけでなく、要支援・要介護状態にならないように、生活機能向上や日常生活上の支援等を行う介護予防事業と、健康教育、栄養教育、口腔ケア等の保健事業を一体的に推進することを求めます。

5 介護現場を支える人材への対策

介護現場の人手不足が指摘されている中、介護人材の確保がますます難しくなっています。また、介護支援専門員など専門性が必要とされる現場では、経験を積んだ人材の退職に伴う弊害が発生しています。

D Xの推進も含め、職員の負担軽減を図り、人材が定着するよう支援を求めます。

6 介護離職の防止

令和4年度に実施したアンケートの結果で、働きながらの介護について「問題はあるが何とか続けていける」と回答した人が最も多かったことを考えると、今後さらに何か別の問題が増えれば仕事を辞めるかもしれないという人が多いと予測されます。

相談機関では現在の支援施策として、企業の制度（介護休暇の取得）などを伝えていますが、介護離職を防ぐために相談機関の周知や企業への働きかけ、在宅介護している家族への支援を求めます。

7 認知症高齢者への支援

認知症高齢者を取り巻く課題は深刻化しており、認知症の人が認知症の家族の介護をする「認知介護」も今後増えることが予想されています。引き続き、認知症に対する知識や対処方法の普及啓発に向け積極的な取組が必要です。

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するよう求めます。

8 介護保険制度の保険料

保険料の段階については既に津山市独自の保険料段階が設定され、低所得者層の負担に配慮がなされていますが、低所得者への更なる支援について、今後も対象者の実態把握に努め、十分配慮していくことを求めます。

また、介護給付費等準備基金を有効に活用し、高齢化に伴い給付費が増加しても、可能な限り保険料の上昇を抑制するよう求めます。

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えて、介護保険制度が持続できるような施策の推進を求めます。

5 運営協議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	美作大学教授	小坂田 稔	会長
	川崎医療福祉大学教授	竹中 麻由美	
関係機関 団体推薦	津山市社会福祉協議会	坂手 宏次	副会長
	津山市連合町内会	上高 進	
	津山市民生児童委員連合協議会	秋山 まゆみ	
	津山市愛育委員連合会	松本 静江	
	津山市老人クラブ連合会	井上 義信	
	津山市介護保険事業者連絡協議会	仁木 則子	
	一般社団法人 津山市医師会	宮本 亨	
	一般社団法人 津山歯科医師会	神崎 保利	
	岡山県看護協会津山・勝英支部	堀尾 郁子	
	岡山県介護支援専門員協会津山支部	大塚 愛	
被保険者 代表	加茂地区	中塚 辰男	
	阿波地区	倉持 幸代	
	勝北地区	板倉 智之	
	久米地区	太田 啓子	

6 用語解説

あ行

◆ ICT

Information and Communication Technology : 「情報通信技術」のこと。情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味する言葉。コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。メールやSNSなどのやり取りも含まれる。

◆ ACP (アドバンス・ケア・プランニング)

人生の終末期において本人が望む医療やケアについて、本人を交えて前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組。

◆ NPO

福祉、環境、文化・芸術などのあらゆる分野における営利を目的としない民間の市民活動団体のことをいい、一定の要件を満たし、国や県の認証を受けて法人格を取得し活動している「特定非営利活動法人 (NPO法人)」もある。

◆ MCI

健常者と認知症の中間にあたる、MCI (Mild Cognitive Impairment: 軽度認知障害) という段階 (グレーゾーン) がある。認知機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障をきたすほどではない状態のこと。

◆ オンライン

インターネットを活用した通信のことをいう。オンラインを活用すると、離れた場所でも顔が見える状態で、会話や会議を行うことができる。

か行

◆ 介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・終末期などの医療と、日常生活上の世話などの介護を一体的に提供する施設。

◆ 介護給付費

居宅介護サービス・施設介護サービスなどの介護給付にかかる費用及び介護予防サービスなどの予防給付に要する金額の合計のことで、半分を保険料、残り半分を公費でまかっている。

◆ 介護DX

介護現場に情報技術を導入することで、介護負担の軽減やサービスの向上をめざすこと。DXは“Digital Transformation”の略。具体的には、ペーパーレス化による事務作業の効率化やセンサーを活用した入所者の見守り、ロボットによる身体介護などがある。

◆ 介護保険施設

介護保険法で規定されている、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設の4施設のことをいう。

◆ 介護予防サービス

介護認定の結果、要支援状態と判定された人が利用できるサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費及び、介護予防住宅改修費がある。

◆ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の人に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業。

◆ 介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上必要な介護・機能訓練・療養上の世話を受けることのできる施設。老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。

◆ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な人が、医学的管理の下に介護や機能訓練を受けることのできる施設。

◆ 介護老人保健施設

症状が安定している人が入所し、在宅復帰ができるよう、看護や介護リハビリを中心に受けることのできる施設。

◆ 回想法

認知症の人が自分の過去や昔の事を話す療法。精神や認知機能に安定をもたらす効果が期待できる。

◆ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせてサービスを提供する。

◆ 居宅サービス・施設サービス

介護認定の結果、要介護状態と判定された人が利用できるサービスで、居宅介護には訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費があり、施設サービスには介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院がある。

◆ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

◆ ケアプラン

一人ひとりの利用者がどのようなサービスを受ければ、自立した生活が送れるようになるかを考えて、様々なサービスを組み合わせで作成する、介護保険サービス利用計画書のことをいう。計画書の作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行う。

◆ ケアマネジメント

個々の要援護者の生活状況に合わせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み。

◆ ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行う職種で、要介護者などが自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。

◆ ケース

介護等の福祉分野においては、場合・事例のことをいう。

◆ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

◆ 権利擁護センター

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、権利擁護の相談や成年後見制度の利用支援などを行う。

さ行

◆ サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者住まい法の改正により創設された、介護・医療と連携して、安否確認などの高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことをいう。

◆ 市民後見人

社会の各分野で、様々な経験を積んだ市民が親族や専門職とは異なる市民としての特性を活かし、地方自治体等が行う後見人養成講座などを修了したうえで、市に市民後見人として登録された人。

◆ 住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を実施したとき、改修費（保険給付対象部分）が支給される。

◆ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行う。

◆ シルバー人材センター

概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいう。

◆ 成年後見

認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約等の支援を行うことをいう。

た行

◆ 団塊の世代

第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃に生まれた世代。

◆ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを行う。

◆ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所し、医学的管理の下に日常生活の看護や機能訓練などを行う。

◆ 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

◆ 地域支援事業

要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を継続できるよう介護予防及び地域における包括的・継続的な支援をすることを目的として、平成18年度に開始された事業のことをいう。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される。

◆ 地域包括ケア（地域包括ケアシステム）

国が平成17（2005）年に定義した言葉で、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域全体で連携して提供していくシステムのことをいう。

◆ 地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う機関。

◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な人を対象として、定員29人以下の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行う。

◆ 地域密着型サービス

要支援・要介護認定者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスで、要支援状態の人が利用できるサービスとしては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護がある。また、要介護状態の人が利用できるサービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。

◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練を行う。

◆ チームオレンジ

地域住民や専門職など多様な認知症サポーターがチームを組んで、地域で暮らす認知症の人やその家族の生活面のニーズに応じた支援を行う取組。チームオレンジは、認知症の人もメンバーとして参加する取組で、認知症サポーターが新たに力をふるう場として期待されている。

◆ 通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等の施設で、健康チェック、日常生活訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

◆ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設等で、機能訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護を行う。

◆ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の入居者に、日常生活上の介護や機能訓練などを行う。

な行

◆ 認知症キャラバン・メイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役の人。

◆ 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする人で、養成講座を受講した人。

◆ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。

◆ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行う。

◆ 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整などを行う人。

◆ ノルディックウォーク

2本のポールを使って行う全身運動で、普通に歩くよりも効果的に体を動かすことができる。

は行

◆ 8050(ハチマルゴウマル)問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

◆ 8020(ハチマルニイマル)運動

平成元年より厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

◆ パブリックコメント

行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、有益な意見等を考慮し、意思決定することを目的に実施する。

◆ バリアフリー

障害者が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

◆ 避難行動要支援者

高齢者や障害者、乳幼児など配慮を必要とする人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合において、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するための支援が必要な人。

◆ 福祉用具貸与・特定福祉用具購入費、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具購入費

自立を支援するために歩行器等の福祉用具をレンタルすることができ、レンタルになじまない腰掛便座等については購入費(保険給付対象部分)が支給される。

◆ フレイル

加齢とともに身体的機能や認知機能が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

◆ 訪問介護、介護予防訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の介護や家事の援助等を行う。

◆ 訪問看護、介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて看護師や保健師が家庭を訪問し、健康状態のチェックや療養の世話を行う。

◆ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

移動可能な風呂や巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行う。

◆ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行う。

◆ ポピュレーションアプローチ

リスクの有無や大きさに関わらず、集団や環境全体に働きかけるアプローチのこと。これに対して、健診などでスクリーニングして疾病の発症リスクが高い人を特定し、リスクを下げるように働きかけることをハイリスクアプローチという。

や行

◆ 夜間対応型訪問介護

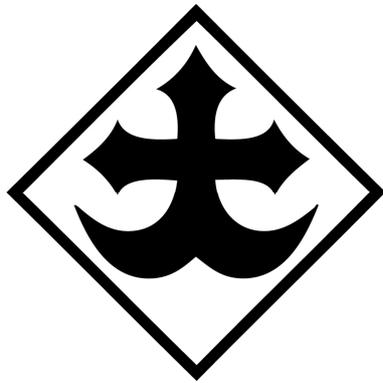
夜間に定期的にヘルパーが巡回する訪問介護に加えて、緊急時の対応を行う。

◆ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。

◆ 要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを受けようとする際に、被保険者が要介護者（要支援者）に該当すること、及びその該当する要介護（要支援）状態の区分について市町村の認定を受けること。



第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和6（2024）年3月

発行：津山市 環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課

郵便番号：708-8501

住 所：岡山県津山市山北520

電 話：0868-32-2070

F A X：0868-32-2153